

第3次男女共同参画基本計画
H30推進計画の評価とR元(H31)推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本目標		重点目標		基本計画掲載項目		5年後の 具体的目標(指標)	H30年度計画 (目標)	評価	H30評価の理由	H30評価実績	今後の課題	R元年(H31)度計画 (目標)	担当課
I 男女共同参画社会に向けた意識づくり	1.	1	生涯学習における学習機会の提供	高齢者、特に女性の生涯学習に対する意欲は高く、既存の公民館講座の中で、自らの趣味、教養を十分高めてきたものと思います。後期教育基本計画に謳われている生涯学習・社会教育のイメージプラン「学びの郷南魚沼プラン」が目指す世代間をつなぐ学びの循環の実現により、性別にとらわれない新たな学びの場づくりへとつながる取組を進めます。	高齢者、特に女性の生涯学習に対する意欲は高く、既存の公民館講座の中で、自らの趣味、教養を十分高めてきたものと思います。後期教育基本計画の生涯学習・社会教育のイメージプラン「学びの郷南魚沼プラン」を具体化し、世代間をつなぐ学びの循環の実現により、性別にとらわれない新たな学びの場づくりへとつながる取組を行い、新たな生涯学習を推進します。	・トライアル企画案「地域の宝をみんなで探そうWe南魚沼」と題して事業展開を行う。新たな学びの場づくりにつながる取組として8/5には県と共催で水ツアアを実施する予定。 ・引き続き啓発を行う。各種チラシにロゴマークを掲載するよう依頼を行う。 ・社会教育委員へ事業協力を依頼し、30年度末までに教育委員会へ答申するため、連携した体制強化を図る。	・学びの郷南魚沼の事業として「地域の宝」再発見、南魚沼水ツアアを実施、学びの郷の基本理念である「学びあい、教えあい、伝え合い」について、地域講師と共に水(地域の宝)がもたらす自然の恵みなど子どもから高齢者までの幅広い年齢層の参加者に体験、発見してもらい、地域の宝再発見へとつなげた。 ・学びの郷南魚沼の啓発のため、教育委員会で実施する事業や公民館講座、図書館などで実施する各種研修等のチラシにロゴマークを掲載し、学びの郷南魚沼の啓発を行った。また、市内関係団体へもロゴマーク、のぼり旗活用等について依頼を行った。 ・平成31年3月18日付「学びの郷南魚沼事業展開等について(答申)」として南魚沼市社会教育委員の会議としての学びの郷南魚沼事業の展開等についての答申を南魚沼市教育委員会に行った。	A	・事業実施の初年度、地域の宝再発見として南魚沼市水ツアアを平成30年8月5日に実施し、38名の参加者があった。また、講師は地元講師を活用し、世代間の継承や市内の人材、資源、自然の活用を行い、参加者からも地域の再発見してもらい、学びの郷の基本理念に沿った事業を行った。 ・8月29日ポジティブ心理学入門と題し、にいがた連携公開講座から県内の大学、教育機関からの講師派遣による専門的な学習・講座の場の提供を行った。女性学級との連携講座の1つとして開催したが、平日の開催にもかかわらず78名の参加があり、市民の高い学習欲求に応えるような講座を開設した。 ・学びの郷南魚沼のロゴマークの掲載を積極的に推進し、100を超える事業に掲載され、学びの郷の啓発に努めた。	・学びの郷南魚沼の目指す世代間をつなぐ学びの循環を具体化するため、公民館事業の展開を目指す。 ・社会教育委員の答申を受け、市民が「学びたい」と思ったときに、講師の紹介ができるような人材登録制度を整備する必要がある。 ・引き続き学びの郷南魚沼の目指す世代間をつなぐ学びの循環を具体化する事業の実施に向け、ロゴマーク掲載等の啓発活動を行う。 ・講師の人材登録制度について引き続き、社会教育委員で検討を行う。	・引き続き「地域の宝」再発見を今年度も実施 ・新たな学びの場づくりにつながる取組として4月15日駐日リトアニア共和国大使の講演会を実施する。市内にある国際大学、北里保健衛生専門学院、国際情報高校などから参加協力をいただき、英語での講演会を実施する。また、講演に合わせ、リトアニアの表裏オーナメント「ソダス」の企画展示を池田記念美術館で行い、外国の文化に触れ、学ぶ場の提供を行う。 ・引き続き学びの郷南魚沼の目指す世代間をつなぐ学びの循環を具体化する事業の実施に向け、ロゴマーク掲載等の啓発活動を行う。 ・講師の人材登録制度について引き続き、社会教育委員で検討を行う。	社会教育課	
				2	さまざまな手法による啓発の実施【女性活躍推進計画】	セミナー等を市民会議との共催で実施しました。また、県の「ハッピー・パートナー企業募集の周知や、「男女共同参画週間」等の広報活動に努めてきました。市民会議でも啓発チラシ「ハーモニー」を発行し、男女共同参画の重要性について情報発信をしています。今後も市民会議等と連携しながら、普及啓発に取り組むとともに、セミナーや学習会を開催し、男女共同参画について気づきや理解を深める活動を実施します。	セミナーの開催やウェブサイトや市報による広報など、さまざまな手法による啓発を実施します。	・公益財団法人新潟県女性財団との共催により男女共同参画セミナーを実施する。 1回以上 ・男女共同参画週間と啓発を市報に掲載する。(6/15号) ・推進プランを市ウェブサイトで公表する。	A	地域セミナー、市報、ウェブサイトにより啓発活動を実施した。	・地域セミナー「ワークライフバランスの実現に向けた社会人のスキルアップセミナー」を1回共催。(11/7実施) ・市報に男女共同参画に関する記事を掲載(6/15日) ・推進プランの平成29年度評価と平成30年度計画(目標)をウェブサイトに掲載	市ウェブサイトの男女共同参画に関する記事の更新頻度が少なく、掲載内容の見直し等が必要である。	・公益財団法人新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナーを共催(1回以上) ・市報に男女共同参画啓発記事を掲載する。(6/15号) ・ウェブサイトで推進プランを公表 ・ウェブサイトの男女共同参画関連記事の更新
教育による取組の充実	2.	3	発達段階に応じた男女平等教育の推進【女性活躍推進計画】	保育園・幼稚園から小学校などの発達段階に応じた男女平等教育は推進されてきています。また女性への差別は人権課題であることから、人権・同和教育について系統的な計画を作成し、発達段階や地域や児童・生徒の実態に即した適切な指導を進めます。	幼保小の連携を図り、人権の尊重、男女平等、相互理解への取り組みについて系統的な計画を作成し、指導の充実を進めます。	幼児期の発達段階に応じた、指導を行う。	A	互いの呼び方が「さん」付けになったり、男女混合名簿が浸透してきている。	保育園、幼稚園では男女平等教育として名簿や順番等でも配慮されている。	男女平等教育の意識の定着を図る。	・幼児期の発達段階に応じた、指導を行う。 ・踊りや衣装など、男の子らしいものや女の子らしいものはあるが、本人の希望があればそれを尊重する。	子育て支援課	
			発達段階に応じた男女平等教育の推進【女性活躍推進計画】	・南魚沼保健所管内では、10代の妊娠件数が県数値を上回る年が多かったことから、思春期での望まない妊娠や性感染症予防が重要となっています。中学校で外部講師による性の健康教育(3年生対象)が実施されていますが、講師の確保が困難で、今後の継続が問題となっていることから、今後も継続して協議を行い、効果的な取組となるよう進めていきます。 ・男女が区別なく協力して学習活動に参加する姿が多く見られるようになりました。全ての学校で年間指導計画を作成し、引続き男女平等教育の充実を推進していきます。 ・PTA活動等において、男女平等の意識は定着しつつあるものの、地域コミュニティの年配層では未だ理解と認識が不十分な状況です。このため、今後も継続してPTAに対する男女共同参画の意識啓発とPTAから地域コミュニティに対する啓発の発信に取り組めます。	性感染症や望まない妊娠を防ぐために必要な知識を習得し、自らの健康管理ができるよう、全ての学校で年間指導計画を作成し、子どもたちへの性教育を推進します。	市内の全4中学校で、3年生を対象とした性の健康教育を1回ずつ実施する。	A	各中学校で、継続して性に対する健康教育に取り組んでいる。	・市内の全4中学校で、3年生を対象とした性の健康教育を1回ずつ実施した。	講師の人材不足	市内の全4中学校で、3年生を対象とした性の健康教育を1回ずつ実施する。	学校教育課	
			多様な職業選択を可能にする学習機会の充実【女性活躍推進計画】	小学校では職場訪問、中学校では職業体験に取り組んできましたが、男女共同参画の視点での取組は不十分な状況でした。今後は、男女が各人の能力、適性を考え、性別にとらわれず、さまざまな職業選択を可能にするための学習機会の充実を図ります。	職場体験・職場訪問などの学習機会の充実により、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるようにします。	継続して職場訪問及び職場体験等を行うことにより、多様な職業選択を可能にする学習機会の充実を図る。	A	各学校で、様々な職場体験活動を継続実施した。八海中学校では、南魚沼地域振興局が主催する出張土木PRを開催し、女性部会のメンバーによる業務の紹介などが行われた。1年生104人と保護者約20人が参加し、男性中心の職場というイメージを払拭する良い機会となった。	各学校で職場訪問・職場体験を実施。また、特色ある学校づくり事業等を実施した。	発達段階に応じた、男女共同参画への意識啓発が必要である。	校長会などを通じ、今後も様々なキャリア教育に取り組むよう指導を行う。	学校教育課	
性生殖に関する権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発【DV防止基本計画】	5	性生殖に関する権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発【DV防止基本計画】	当市の現状として、10代の人工妊娠中絶率が高く、近年増加傾向にあり、10代の出産数も人口に比して多いという課題があります。望まない妊娠・出産は、その後の性感染症や育児での虐待につながることもあります。そのため、保健所を中心に、関係機関と会議を重ね、中学3年生全員に向けた「思春期の性の健康教育」を実施しました。リプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方について、広く社会に浸透していくためにも、思春期から男女の体の仕組みや健康上の違いについて学び、互いに理解し合う教育が必要で、そのため、今後は思春期から自分も相手も大切に考えることができるよう、学校現場と連携した性の健康教育を継続していきます。	・学校や関係機関と連携し、思春期からの「性の健康教育」を継続実施することにより、10代での妊娠率減少を図ります。また、広報等も含めてリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を進めます。 ・中学3年生の「性の健康教育」受講後の性に関する知識・理解の向上を図ります。	・学校、関係機関との連携により市内中学3年生全員を対象に「性の健康教育」を実施する。受講後、学校が実施する性の健康管理について事後アンケートによる理解度(知識やイメージ)の評価を実施する。 ・事前事後のアンケート結果の比較 事前より理解度が向上する。 ・子ども・若者育成支援センター利用者への性に関する健康教育を実施する。健康教育回数 1回	A	学校・関係機関との連携により市内中学3年生全員を対象に「性の健康教育」を実施した。事後の振り返りにより、性についての正しい知識を持ち、自分だけでなく相手のことを考え正しい判断をすることを理解できた様子がうかがわれた。	・市内4中学校の中学3年生全員を対象に保健所等関係機関と分担して「性の健康教育」を実施した。保健課では塩沢中学校の中学3年生145人に対し性教育を実施し、正しい知識を身につけることができた、困ったら相談したいなどの感想が聞かれた。 ・子ども・若者育成支援センター利用者への性に関する健康教育は実施しなかった。	予期せぬ妊娠、人工妊娠中絶、性感染症、学業の継続、虐待予防の観点から学校や関係機関との連携により正しい知識を普及する。困ったらSOSを出せることとそれを受け止められる環境づくりが必要である。	・学校・関係機関との連携により市内4中学校の3年生全員を対象に「性の健康教育」を実施する。事前事後のアンケートにより理解度の評価を行う(H31年度は保健課担当中学校なし)。困ったときは身近な大人や相談機関に相談すること、SOSを出すことを周知する。 ・関係機関からの要望により性教育を実施する。	保健課		

第3次男女共同参画基本計画
H30推進計画の評価とR元(H31)推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本目標		重点目標		基本計画掲載項目		5年後の 具体的目標(指標)	H30年度計画 (目標)	評価	H30評価の理由	H30評価実績	今後の課題	R元年(H31)度計画 (目標)	担当課			
II	男女が共に参画する活力あるまちづくり	3.	6	多様なニーズに対応した保育サービスの充実 【女性活躍推進計画】	2次基本計画期間の取組状況と3次基本計画期間における課題と方向性	ほのほの広場の開催日数の増加及び施設の改築・改修に伴う乳児・未満児保育体制の拡大についてはほぼ計画通り整備できました。また、認定こども園での延長保育、一時預かり、土曜1日保育、子育て支援事業も開始しています。今後も費用対効果を踏まえうえで、機能の拡充や、多様なニーズに対応した保育サービスの充実のための整備を進めていきます。これまでの手当中心の支援から、就業、自立支援に向けた総合的な取組への変換が必要です。	ほのほの広場参加者数の増加 22,397人(H28)→25,000人(H33)	各世代に合わせた「子育て支援学習会」の開催する。 親世代4回、祖父母世代1回、全世代1回	A	平成29年12月にイオンに移転開所した子育ての駅「ほのほの」の好影響もあり、平成30年度は、全体で39,519人の利用があった。保健課とも連携し未入園児支援講座等も充実行なった。	ほのほの広場利用者数 H28年度 22,397人 H29年度 29,436人 H30年度 39,519人	子育ての駅「ほのほの」で行っている事業を充実させていくこと。	各世代に合わせた「子育て支援学習会」を開催 親世代 5回(父編1回 両親4回) 全世代 2回 親子で季節の行事を楽しめる「ごっこあそびの日」の提供(7月より月1回程度開催)	子育て支援課		
						7	積極的に子育てを支援する基盤の充実	・放課後児童クラブを市内17か所に設置して取り組んできましたが、利用児童数が急増し、一部の施設で待機児童が生じています。このため、小学校の空き教室等を確保し、「放課後子ども教室」と一体的に取り組む、多様な体験・活動ができる環境づくりを進めます。 ・ひとり親家庭への支援として、経済的支援に加え、収入を得るための自立支援事業の拡充、子育て支援の情報発信として、子育てブックの配布を行っていましたが、利用者が少ない状況にあります。今後は、関係機関と連携を強化し、よりニーズに合ったひとり親家庭への支援と、子育てのガイドブックとなるよう、子育てブックの内容を充実させ、利用者の拡大を目指します。 ・育児の援助を受けたい人と援助ができる人を繋ぐファミリーサポートセンターによる保育サービスを実施しています。提供会員の増員が課題ですが、趣旨の理解を促し、会員登録へと繋げる取組を行っています。また、ほのほの広場の拡充については、ニーズにあった施設を目指して内容を検討します。	ファミリーサポート登録会員数の増加 H28年度:148人→ H32年度:160人	・自立支援事業について、これまで通りハローワークから受給者に情報提供してもらうとともに、転職・就職の起りやすい時期を絞って市報等に掲載する。(市報掲載2回 9月・2月) ・子育ての駅「ほのほの」で行っている「ちょびり託児」を通して、ファミリーサポート事業を一人でも多くの方にお伝えし、子育てのサポートができる環境を整える。 ファミリーサポート登録会員数 160人(依頼会員の退会が見込まれるため全体での登録会員数は減少すると思われる。)	B	自立支援事業について、次年度に制度拡充される見込みが立ち、市報の掲載を見送ったが、現況届時の相談で、転職やスキルアップを考える受給者に直接アナウンスを行った。	自立支援事業について、高等職業訓練給付金対象者は1名増となった。自立支援教育訓練給付金は、支出は無かったものの、相談は前年度の1名に比べ、6名と増加し、うち3名が次年度で支給となる見込み。 H30ファミリーサポート登録会員数179人	子育てブックは母子手帳交付時に配布しているが、出産や育児が始まるまでには間があるため、紛失したり忘れられてしまいがちである。	・自立支援事業について、制度が拡充されたことを機会をとらえて広報していく。 市報掲載 7月号・2月号 現況届時 パンフ配布 ・子育てブックについて、育児に携わる市民にもっと利用してもらえるような工夫を検討する。 ファミリーサポート登録会員数 200人	子育て支援課
						8	出産にかかわる社会環境の整備、生活環境づくりの推進	子どもを育てる地域の連携促進事業として、学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動を実施してきました。現在、学校支援地域本部「はなさき本部」、家庭教育支援チーム「たんぼの部屋」4小学校と支援学校、放課後子ども教室「柗窪放課後センター」と学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみでの子育てを進めています。しかし、家庭教育支援事業での父親向け学習会への参加者が少ないなど、依然として男女間の固定的役割分担の意識があるのが現状です。家庭教育における男女共同参画の必要性の周知のほか、地域づくり協議会や関係部署などと連携を図りながら、引続き子育ての視点から学びあうことでみんなが成長できる事業を行います。	・学校支援地域本部拠点校1か所(H28)→3か所(H33) ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施	・学校支援地域本部は塩沢地域「しおざわ本部」に続き、六日町地域「むいかまち本部」を設置し、六日町地域の小中学校に取組みを拡大する。 ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施する。	A	・むいかまち本部を設置し、学校と地域が連携しながら子どもたちの成長を支え、ともに元気になるよう、地域コーディネーターが学校と学校行事などを支援する地域のボランティアとの調整を行った。 ・家庭教育支援の学習会や親子教室を開催 ・学校支援や家庭教育支援、放課後等支援の活動への男女ともにスタッフとして参画	・学校支援地域本部数 3か所 ・地域コーディネーター配置校数 しおざわ本部 小学校7校 中学校1校 むいかまち本部 小学校5校 中学校2校 やまと本部 小学校1校 中学校1校	学校支援地域本部「やまと本部」を設置し、大和地域の小中学校に取組を拡充する。	・学校支援地域本部は、塩沢地域「しおざわ本部」、六日町地域「むいかまち本部」に続き、大和地域「やまと本部」を設置し、大和地域の小中学校に取組を拡充する。 ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施する。	子ども・若者育成支援センター
8	出産にかかわる社会環境の整備、生活環境づくりの推進	・これまで妊婦健診助成事業や不妊治療や不育症治療の医療費助成事業について、取組と周知を図ってきました。また、妊娠・出産期の子宮頸がんや子育て中の乳がん等が増加傾向にあることから、早期発見・治療への取組に努めています。検診会場では、乳がんの自己検診法等の普及啓発にも取り組んでいます。今後も、医療費助成事業等について周知と丁寧な対応に努めながら、継続して取り組み、がん検診の受診率を維持するため、より受診しやすい検診体制を整備していきます。 ・マタニティサロンは土曜日に開催した結果、参加者の80%が夫婦での参加となっています。この他に関係機関等が開催する母親学級や両親学級にも夫婦での参加が増えていきます。今後も特に初産婦のより多くの参加を呼びかけるとともに、関係機関等が行う両親学級を周知していきます。	・不妊治療・不育症治療の医療費助成の継続 ・子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率の向上	・不妊治療・不育症治療の医療費助成の継続。 ・事業について市報やウェブサイトに掲載し、医療機関への周知等により市民への事業の周知を徹底する。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率の向上のため、申込者で未受診者への電話勧奨、受診者増のための普及啓発を継続する。(2か月児訪問時、保育園・商工会・美容院・店舗・病院等へのポスター掲示) ・申込に対する受診率 子宮頸がん検診 81%、乳がん検診 84.5%	A	・不妊治療・不育症治療の医療費助成の継続と事業の周知をした。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率の向上のため未受診者勧奨や保育園、商工会などを通じ普及啓発活動に努めた。	・市報やウェブサイトでの不妊治療・不育症の医療費助成事業についての周知を図った。不育症の申請なし。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診について市報やウェブサイト、2か月児訪問、保育園、商工会、献血、成人式など様々な機会を通じ普及啓発を行った。 ・検診申し込みに対する受診率は子宮がん検診で横ばい(H29年度80.7%→H30年度80.6%)、乳がん検診で上昇した(H29年度84.1%→H30年度86.0%)。 ・子宮頸がん、乳がん検診の健康教育を受診者全員が受けられるように検診の流れを変更した。	全国的には20歳代後半から30歳代後半の若年層の子宮頸がん罹患率が増加傾向にある。また乳がんは女性のがん罹患の第1位であることから今後もさまざまな場を利用してがん検診受診率の向上に努める必要がある。 ・がん検診当日子宮頸がん、乳がんの健康教育を実施 ・検診申し込みに対する受診率 子宮頸がん検診 80%、乳がん検診85% ・1歳6か月児健診、3歳児健診にて子宮頸がん検診受診に関する問診項目を追加し保健指導に活かす。乳幼児健診時の集団指導にも子宮頸がんの内容を盛り込む。	保健課							
				基幹病院開院に伴う魚沼地域の病院再編後も2つの市立病院の運営により、医療需要に応じた安定的な診療提供が実施されています。しかしながら、医師の地域的偏在などにより、常勤医師の確保は容易ではなく、特に小児科、婦人科では医師の絶対数不足のため、大学医局等からの非常勤医師の派遣により診療を行っている状況です。今後も引き続き、常勤医師確保対策を進める必要があります。また、看護師不足も課題となっています。引続き市立病院において院内保育所を運営するなど、育児世代の看護師の働き方の改善や、出産後の職場復帰を支援する取組を進めます。	・機能分化に基づく医療提供体制の構築 ・常勤医師の確保と並行し、医師派遣による協力体制の構築	育児世代の看護師が働きやすいように、週2日程度夜間保育体制について検討していく。また、引き続き小児科及び婦人科の非常勤医師の確保を図っていく。	B	夜間保育体制について検討を行ってきた結果、男女共同参画推進の立場からは夜間保育よりもむしろ、不規則な勤務に対して一定の配慮を行うほうがより効果的な対応策であると結論付け、家庭環境等により一時的に交代勤務が困難となる職員については、申し出により交代勤務のない部署に配置するなど、職員配置の工夫により対応することができた。 H30年度も引き続き、小児科は月～金、婦人科は火～土(いずれも午前中)の診療体制を、非常勤医師により確保することができた。	H29の民間小児クリニックの開業により、市内の小児医療の供給体制は概ね必要十分な体制が整った。しかしながら、依然として市立病院には小児科、婦人科の常勤医が不在であり、派遣元の事情に左右されるという不安定要素を抱えている。常勤医師の確保を目標としながらも、現実的な対応として、より安定的な医師派遣協力体制を構築する必要がある。	職員配置については可能な限り配慮することを継続しつつ、取組に対する評価について、その方法等を検討する。また、引き続き小児科及び婦人科医師の確保に取り組む。	病院					

第3次男女共同参画基本計画
H30推進計画の評価とR元(H31)推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目				5年後の 具体的目標(指標)	H30年度計画 (目標)	評 価	H30評価の理由	H30評価実績	今後の課題	R元年(H31)度計画 (目標)	担 当 課
基本 目標	重点 目標	N O	施策の基本的方向 (計画)								
地域 にお ける 男 女 共 同 参 画 の 推 進	9	男性の家事・子育て 参画の促進	マタニティサロンは、夫婦での参加が多くなってきましたが、その後の乳幼児健診や育児に関する講座等への父親の参加はまだ少ないのが現状です。しかし、1歳6か月児健診や3歳児健診になると、父親だけで子どもを連れてくる人もいて、ともに育児に関わる姿を見かけようになりました。今後も乳幼児健診等での父親参加についても働きかけを行い、男性の家事や子育てへの関心を高めていきます。	マタニティサロン、乳幼児健診、育児学級等への父親の参加促進 (H28年度父親参加率: マタニティサロン82.6%、育児学級2.8%、4か月児健診10.5%、1歳6か月児健診7.8%、3歳児健診9.5%)	・マタニティサロンへの夫参加率80% ・父親参加率の対前年比増(乳幼児健診、育児学級)	A	3歳児健診以外は教室や健診に参加する男性が増加した。乳児期は夫婦2人で、幼児期は父が健診に同伴する姿が見られる。	父親参加率 (H29)→(H30) マタニティサロン 76.8%→77.4% 育児学級 9.4%→15.2% 4か月児健診 11.0%→13.3% 1歳6か月児健診 8.3%→11.1% 3歳児健診 13.9%→8.3%	今後も父親も子どもの健診や育児学級等に参加してもらえよう働きかけ、男性の子育てへの関心を高める。	・マタニティサロンへの夫参加率80% ・乳幼児健診と育児学級の父親参加率の対前年比増	保健課
			保育園行事、マタニティサロン、育児学級等への参加、保育園保護者会の役員の男性就任状況などからも、男性の子育て参画は進んでいると感じられます。 今の子育て世代は、男女平等の教育を受け、共働きも当たり前、育児や家事を分担し合わなければ成り立たない生活スタイルになってきていますが、まだまだ女性に負担が偏っている家庭も多いため、今後とも機会を捉えて啓発していくことが必要です。	男性の子育て参画に向けた啓発の充実	保育園行事への参加や、保育園保護者会役員などへの参加の呼びかけを行う。	A	園の行事に男性の参加が増えてきている。また、園児の送迎にも男性がくるなど多くのことで男性の参加が多くなってきている。	男性の子育て参加が進んでいる。	男性の子育て参画の定着とさらなる推進を図る。	保育園行事への参加や、保育園保護者会役員などへの参加の呼びかけを行う。	子育て支援課
			南魚沼市図書館での「読書のつどい」や「絵本のへや」、ボランティアによる読み聞かせ等の「たんぼぼ座」、青少年育成市民会議の「心豊かな子育て教室」など、親子で参加できる教室を開催し、男女共同参画に取り組んできました。男性参加は増える傾向にありますが、まだ数としては少ない状況です。事業内容の充実を図るとともに、男性参加を狙いとして事業を実施する男性スタッフの割合を増やすことを検討するなど、男性が子育て教室等に気軽に参加できる環境づくりに努めます。 赤ちゃんと一緒に絵本を読み、楽しくあたたかい一時を家族で共有できるよう、引き続きブックスタート事業に取り組みます。読み聞かせへの男性の関心が高まるように、現在は4か月児健診時に保護者へ絵本2冊を手渡しています。	平日を中心に行われている図書館での読み聞かせの事業等を土日などに実施することで若干ではあるが男性の参加も見られるようになってきていることから、土日祝の事業を増加させるなど、気軽に参加できる環境づくりに努めます。	本を介して親子で触れ合う機会を大切にすることを目的としたブックスタートや読み聞かせ事業を、今後も継続し、男性保護者(父親含む)の参加しやすい環境づくりに努める。 土日祝祭日の開催 24日 図書館協議会委員 男性 2人 読み聞かせの会(ボランティア団体)男性2人	B	幼児向け事業を拡充し、実施しているが、男性の参加者が多い状況ではない。	・男性保護者の参加は、微々たるもの。また、一部事業については委託をしており、主体的に評価できない。依然として女性の参加者が多い状況。 ・大和公民館で幼児とその両親を対象に行われている「たんぼぼ座」の読み聞かせのつどいは年6回、土曜日の午前を主に、旧大和地域の保育所、小学校から参加を募り、実施されている。毎年7月には、夜間に「おばけまつり」と称したイベントも行っている。最近では、父親の参加も顕著に見られるようになり、この流れを続けていきたい。今後、親の男女比も調べていきたい。	図書館に、子どもと一緒に男性保護者が来館することは少なくはない。しかし、読み聞かせなどのイベントとなると、参加者の多くが女性となっている。	幼児向け事業を継続して実施するとともに、男性の参加が増えるよう、啓発を行っていく。 土日祝祭日の開催 24日以上	社会教育課 図書センター
	10	男女が共同して介護 にかかわるための体制づくり	市では、在宅介護支援や介護予防事業を通じて、男女共同参画に向けた意識啓発、社協では、介護者交流会の開催や各地区で行っている介護者の会に対する支援、生活支援等に対するボランティアの養成に取り組んできました。しかし、家庭内における介護については、女性が担うことが多いのが現状であり、介護が1人の人に集中しないよう男女が支えあっていくことが求められています。また、老々介護や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、地域で支える生活支援ボランティア等の必要性が増しており、新たな人材の確保が急がれています。 こうした現状を踏まえ、関係機関と連携して介護に関する相談の充実、生活支援等に対するボランティア活動の周知・広報活動、また、在宅介護や介護予防事業を通じて男女共同参画を推進することにより、介護人材不足の解消を図り、地域で高齢者を支えることのできる地域包括ケアシステムの構築を目指します。	・認知症サポーター養成数の増加 延10,000人(H33) ・ふれあいいきいきサロン参加者数の増加(総合計画指標再掲) 20,500人(H33)	・認知症サポーター養成数 延9,400人(1,000人/年) ・ふれあいサロン参加者数 20,200人	B	認知症サポーターは1,110人と、目標を超える人数を養成できたが、ふれあいサロン参加者は目標としていた20,200人を下回った。	・認知症サポーター養成数 1,110人 ・ふれあいサロン参加者数 18,982人	・地域住民、職域(商工会等)、行政(市役所含む)の認知症サポーター養成講座の実施ができるように周知を図る。 ・誰でも参加できる養成講座の継続実施する。 ・認知症サポーター養成講座のフォローアップ研修の希望者が毎年20~30名程度いる。認知症予防や対応の具体例などより認知症の理解を深める内容の研修を行う必要がある。	・認知症サポーター養成 1,000人 ・ふれあいサロン延参加人数 20,300人	介護保険課
			行政区長会の際に行っているアンケート調査などを通じ、行政区における女性役員の登用について、推進を図ってきました。 行政区の役員は、単独老人や母子世帯の増加を反映し、女性の参画が増えている傾向にありますが、役員打ち合わせや会合は、ほとんどが夜間であるため、家庭内の役割分担で男性の役員が多いのが現状です。 世帯構成の変化により、必然的に女性の参画が必要な場面の増加が見込まれるため、行政区等へ女性参画の推進について啓発を行い、意識改革を進めます。	行政区における女性役員の比率 5.6%(H28)→6.6%(H33)	・行政区における女性役員の登用について、意識改革の取組を区長会等を通じて継続的に行う。 ・女性役員の登用状況に関するアンケート調査を実施。1回/年	A	行政区長会において、アンケート調査を含む啓発活動を実施し、女性役員が前年度より増加した。	・行政区における女性役員の比率 5.3%(H29)→6.5%(H30) ・アンケート調査を実施 1回	アンケート結果の分析を行い、より分かりやすく、意識改革につながるような公表の仕方を検討する必要がある。	・行政区における女性役員の登用について、行政区長会で依頼 ・女性役員の登用状況に関するアンケート調査を実施して公表する。1回/年	企画政策課
			・男女共同参画市民会議では、男女共同参画にかかわるアンケート調査の実施や、市民や企業を対象としたセミナー等が開催され、独自の視点による男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の取組が進められています。 今後は、地域全体に男女共同参画の取組を波及させるため、あらゆる分野における男女共同参画の推進について、市民会議と情報共有を図り、協力体制を構築しながら取組の拡大を進めます。 ・市民会議に限らず、男女共同参画の推進に取り組む市民団体や地域コミュニティを支援し、連携しながら取組の拡大を図ります。	地域全体に男女共同参画の取組を拡大させるため、市民会議との情報共有の機会を増加させ、協力体制を構築しながら取組を進めます。	・南魚沼市男女共同参画推進市民会議の会員の増加を図るため、活動の支援を行う。 ・市ウェブサイト上で市民会議の活動を報告2回/年 ・会員募集の市報掲載 1回/年	A	機関紙の発行支援や市報、市ウェブサイトにおける活動報告等を実施した。	・市民会議の機関紙「ハーモニー」の発行支援 ・市報に市民会議の会員募集記事を掲載(6/15号) ・市ウェブサイトにおける市民会議活動報告	市民会議に限らず、他の団体(公益財団法人新潟県女性財団など)との連携も充実させていく。	・市民会議の機関紙「ハーモニー」の発行支援 ・公益財団法人新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナーを共催(1回以上)	企画政策課

第3次男女共同参画基本計画
H30推進計画の評価とR元(H31)推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目				5年後の 具体的目標(指標)	H30年度計画 (目標)	評 価	H30評価の理由	H30評価実績	今後の課題	R元年(H31)度計画 (目標)	担 当 課
基本 目標	重点 目標	N O	施策の基本的方向 (計画)								
13	地域活動への支援		地域づくり協議会では女性の役員就任や女性部といった組織が出来るなど、徐々に男女共同参画が進みつつありますが、ほとんどの役員を男性が占めているのが現状です。地域は身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、地域づくりの活力にもなります。地域活動への女性の参加促進をはじめ、多様な視点からのアイデアや意見が採用され、充実した地域づくり協議会の事業が行える環境づくりを推進していきます。	女性役員の存在する地域づくり協議会数 5協議会(H28)→10協議会(H33)	女性役員の存在する地域づくり協議会数 4協議会(H29)→6協議会(H30)	B	H30計画(目標)には達しなかったが、事務局長会議にて「南魚沼市男女共同参画推進市民会議」役員との意見交換の実施など、効果的な取組ができた。	女性役員の存在する地域づくり協議会数 4協議会(H29)→5協議会(H30)	・協議会によっては複数の女性役員が存在することや、空席だが女性枠を設けている協議会もあることから、課題背景の把握が必要。 ・家庭内や地域における役割分担の存在。(例:学校は妻、地域は夫など)	女性役員の存在する地域づくり協議会数 5協議会(H30)→6協議会(R元)	U & I と き め き 課
			環境問題への女性参画に向けて、環境審議会委員への環境問題に関心のある女性の登用に取り組んできました。しかし、環境問題に関心のある女性の情報が少なく、委員への登用が進んでいないのが現状です。個人情報に配慮しつつ県等の関係機関へ情報提供を依頼するとともに、独自に情報収集に努め、環境審議会の女性委員の登用拡大を目指します。	環境審議会委員の男女構成で女性委員の比率 H28:10% → H33:30%	C	改選があったが、女性比率の変更がないため。	女性委員の比率 20%(H29)→20%(H30)	次期委員の改選(R2)に向け、女性の適任者を見つけられていない。	現状維持又は増員できるよう各地域の学識一般枠の女性の人選に努める。	環 境 交 通 課	
			女子力観光プロモーションチームがブログにより、女性の視点による観光情報の発信を行っています。今後も観光の魅力づくりに様々な年代の女性が積極的に参加し、活動できるような支援を行います。また、SNS等を利用した観光情報を多くの女性から発信できる仕組みなどを検討していきます。	・SNS等を利用した観光情報の発信総数のうち、50%を女性の発信とします。 ・SNS等を利用した観光情報等の発信を女性からも積極的に進めたい。	B	・様々な分野に光を当て情報発信できており、女子力の結成当初からの目的を保っている。 ・女子力メンバーのみに限らず、情報発信するサポートメンバーが増えてきている。	・市に「コシヒカリの日」があるように、「きもの日」が設けられないか、H29に提言を行い、前市長や当時の市議の方にも賛同いただいているが、市長選や市議選があり、その対応が棚上げとなっている。これ以降、提言が出せていない。 ・ウェブサイトでは今まで同様、市内の様々なものに焦点を当て、情報発信を続けている。市内にサポートメンバーが増えることで、紹介するスポットが増えたと考えられる。	・今は行政との関係が一方通行(提言)であるので、政策実現などのお手伝いもできる関係になりたい。 ・取材や企業活動・イベントのサポートなどの活動は自前でやっているため、活動の範囲が広がらない。活動資金などの補助が欲しい。	・今まで同様にウェブサイトを使い情報発信をしていく。市内のサポートメンバーが増えていて、今まで光が当たらなかった企業や団体の情報発信ができる環境が整ってきている。 ・プリンスホテルが出している「南魚沼のおいしい湧き水」を材料に基礎化粧品が開発されている。その販売支援。 ・今年からグルメマラソンやグルメライドの広報のお手伝いをすることとなった。これを通じて「南魚沼」を全国に発信していく。	商 工 観 光 課	
婦人会活動への支援という観点から、補助金の交付による財政的な支援、研修等への市バスの提供、各種事業への担当職員の派遣や協力を行ってきました。しかし、若い世代の婦人会離れが顕著となり、現在活動を行っている婦人会は2団体に減少し、婦人会の組織維持が大きな課題となっています。市としても、財政や人的な面での協力には限界があることから、公民館のほか、地域づくり協議会や行政区とのつながりを強めるよう働きかけを行い、婦人会の維持存続を支援します。	・現状の組織の維持 ・地域コミュニティ協議会との連携促進	C	・自主的活動を推進するためにも、行政区や地域コミュニティ協議会とのつながりを強め、事業内容への助言・提案などを行い、活動の継続・充実を図る。	・評価に至る実績報告を受けていないため、主体的に評価できない。	財政的な支援ができないため、浦佐、六日町婦人会の存続に向けて、大和、中央公民館が主に求められれば資料づくり等の手助け程度は協力することが必要と思う。	少なくとも浦佐、六日町婦人会の存続のために、地域づくり協議会と協働の上、大和公民館、中央公民館が主体となってできる限りの支援を行う。	社 会 教 育 課				
14	ボランティア活動参加への支援		社協内に設置しているボランティアセンターでは、ボランティア活動のコーディネートや、運転や傾聴のボランティアの養成に取り組む一方、既存のボランティアグループには資質向上と団体育成のための研修会などを行ってきた結果、参加者は少しずつ増えていますが、ボランティア活動を高齢者が担っている現状は変わっておらず、後継者不足などの状況は改善できていません。 ボランティアに関する活動内容の周知等、広報活動を継続して行い、参加者の底上げと活動の場の増加を目指します。また、若い世代への情報発信の方法についても検討し必要な改善に努めます。	・社会福祉協議会に設置されている南魚沼市ボランティアセンターを活用した、ボランティア活動の紹介や啓発、研修を実施します。 ・ボランティア活動の広報を継続し、理解と参加促進を図ります。	・ボランティアセンターの運営 ボランティア活動の推進を目的として、受付、登録、活動紹介や啓発、研修などを行う。 ・災害ボランティア研修会開催事業 1回 地震、風水害、豪雪等の災害時に対し、対応できるよう市民対象に研修会を開催する。 ※避難所体験を開催予定 ・ボランティア組織の強化、育成、活動支援 ボランティア活動の円滑化を図るため、組織の強化、育成支援を目的に活動費を助成する。 ・ボランティア保険への加入 ボランティア登録者へ保険の加入を行い、活動の支援を行う。 ボランティア登録者数1800人 ・ボランティアふれあいまつり事業への支援 大和・塩沢で行われる「八色の森市民まつり」や「しおざわ秋の収穫祭」にボランティアブースを出展し、ボランティア活動の周知とボランティアの募集を行う「ボランティアふれあいまつり」を支援する。 ・24時間テレビチャリティー事業 日本テレビが主催する24時間テレビチャリティー募金活動に協力し街頭募金活動を行う。 ・災害援護事業 火災、自然災害等により罹災された世帯へ見舞金品を支給する。 ・除雪ボランティア活動推進事業 豪雪時に要援護世帯等へ緊急的に除雪ボランティアを派遣する。また、除雪ボランティアのすそ野を広げるために県内外に対して除雪ボランティアを養成する。 除雪ボランティア養成人数150人	B	・関係機関等と連携しながら、ボランティアに対する研修会や交流会事業を行うことで、活動の活性化や内容の充実化を図るとともに、ボランティア同士のネットワークの拡大を推進した。 ・災害ボランティア研修会では実際に災害を想定し、体育館に泊まり込む避難所体験を実施した。 ・ボランティアふれあい祭りでは「しおざわ秋の収穫祭」にボランティアブースを出展する予定でしたが、収穫祭が中止となり、出店ができなかった。 ・これからの担い手である若手の個人ボランティアに対し、ボランティア開始のきっかけになるよう介護支援ボランティア制度(ボランティアポイント)を開始し、積極的に情報発信やボランティア人口の底上げに努めた。	ボランティア登録者数:実数1,746名 延べ登録者数2,359名(98グループ・個人50名) ・ボランティア研修会(参加人数55名) ・愛は地球を救うキャンペーン(参加人数34名) ・視察研修会 (新発田市社会福祉協議会等 参加人数87名) ・災害ボランティア研修会 (避難所体験 参加人数75名) ・社協だよりで年6回ボランティアの記事を掲載 ・ボランティア一覧表を作成、配布 ・八色の森市民祭りにボランティアブースを出展し、広く周知を図った。 ・南魚沼市介護支援ボランティア制度(参加人数14人、清算ポイント数256ポイント)	時間的余裕がある前期高齢者を対象にボランティア養成講座を実施しているが、新規ボランティアの加入が少ない状況が続いている。 ・ボランティア研修会(参加人数55名) ・愛は地球を救うキャンペーン(参加人数34名) ・視察研修会 (新発田市社会福祉協議会等 参加人数87名) ・災害ボランティア研修会 (避難所体験 参加人数75名) ・社協だよりで年6回ボランティアの記事を掲載 ・ボランティア一覧表を作成、配布 ・八色の森市民祭りにボランティアブースを出展し、広く周知を図った。 ・南魚沼市介護支援ボランティア制度(参加人数14人、清算ポイント数256ポイント)	(1)ボランティアセンターの運営 ボランティア活動の推進を目的として、受付、登録、活動紹介や啓発、研修などを行う。 (2)災害ボランティア研修会開催事業 地震、風水害、豪雪等の災害時に対し、対応できるよう市民対象に研修会を開催する。 ※災害ボランティア設置訓練を開催予定 (3)ボランティア組織の強化、育成、活動支援 ボランティア活動の円滑化を図るため、組織の強化、育成支援を目的に活動費を助成する。 (4)ボランティア保険への加入 ボランティア登録者へ保険の加入を行い、活動の支援を行う。 (5)ボランティアふれあいまつり事業への支援 大和地域で行われる「八色の森市民まつり」にボランティアブースを出展し、ボランティア活動の周知とボランティアの募集を行う「ボランティアふれあいまつり」を支援する。 (6)24時間テレビチャリティー事業 日本テレビが主催する24時間テレビチャリティー募金活動に協力し、街頭募金活動を行う。 (7)災害援護事業 火災、自然災害等により罹災された世帯へ見舞金品を支給する。 (8)除雪ボランティア活動推進事業 豪雪時に要援護世帯等へ緊急的に除雪ボランティアを派遣する。また、除雪ボランティアのすそ野を広げるために県内外に対して除雪ボランティアを養成する。	福 祉 課

第3次男女共同参画基本計画
H30推進計画の評価とR元(H31)推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目				5年後の 具体的目標(指標)	H30年度計画 (目標)	評 価	H30評価の理由	H30評価実績	今後の課題	R元年(H31)度計画 (目標)	担 当 課
基本 目標	重点 目標	N O	施策の基本的方向 (計画)								
職場・労働における男女共同参画の推進	5.	15	事業主への働きかけ・後押し【女性活躍推進計画】	新潟県ハッピーパートナー企業登録企業数 16社(H28)→20社(H33)	・市報による制度の周知。(6/15号) ・商工観光課と連携して商工会等を通じ、事業主へハッピーパートナー登録制度の趣旨を周知。 ・新規1事業所の加入を目指す。	A	市報による制度の周知を実施し、登録企業数が増加した。	・新潟県ハッピーパートナー企業登録企業数 16社(H29)→18社(H30) ・市報に制度周知の記事を掲載(6/15号)	制度の一部改正が予定されていることから、情報収集を行い、適切な情報を周知する必要がある。	・市報による制度の周知(6/15号) ・市ウェブサイトによる制度の周知 ・新規1事業所の加入	企画政策課
			ワーク・ライフ・バランスの周知・促進【女性活躍推進計画】	ワーク・ライフ・バランスの周知について、関係機関との連携によりポスターの掲示、パンフレットの設置を行ってきました。しかし、日本の女性の労働力率の現状を見ると、30歳代を底としたいわゆる「M字カーブ」を描いており、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことが挙げられます。今後も関係機関と連携し、企業などに対して育児・介護休暇制度や多様な勤務形態の導入等の情報提供や啓発を行うなど、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりを進めます。	企業などに対して育児・介護休暇制度や多様な勤務形態の導入等の情報提供や啓発活動を実施します。	ポスターの掲示場所やパンフレットの配布場所や枚数を増やすなど、広報啓発活動を拡大(ポスター掲示場所の増、パンフレットの配布場所と配布枚数の増) 配布箇所 市内食品販売店	従来からの活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進の啓発を行った。	劇的な理解促進は難しいことから、継続的な啓発活動が必要。特に、事業主の理解が重要なことから、事業主や管理職の理解促進に向けた取組が必要である。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取り組みを実施	商工観光課
	17	就労に関する支援【女性活躍推進計画】	ハローワークと連携し、ポスターの掲示やパンフレットの設置を行ってきました。就労支援として、出張ジョブカフェを実施し、新規卒業者の内定率の向上に取り組んでいます。今後も関係機関と連携し、就職・再就職を望む女性が、職業選択の幅を広げ、円滑に就職できるよう、能力開発の機会や情報提供を行います。また、市内企業に向けた労働に関する制度等の周知を図ります。	関係機関と連携し、就職を望む女性に対する能力開発の機会などの情報提供や市内企業に向けた労働に関する制度等の周知を図ります。	・市役所各庁舎等にポスターの掲示やパンフレットを配布する。 ・様々な機会を捉えて啓発を行う。	従来からの活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業に各制度の周知を行った。 ・ハローワークと連携し、市役所庁舎にハローワーク求人情報を設置	就職・再就職を希望する方に情報提供をどのように行うかが課題である。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取り組みを実施	商工観光課	
			就職できない、就職したが離職した若者の就労支援として、「職場見学」や「働く講座」などを実施し、参加者は年々増加しています。参加者からは就労に対する不安要因を解消するための支援が求められています。そのため、市関係部署や関係機関と連携しながら就労の前段階の職場体験など段階的なプログラムの充実を進めていきます。引き続き利用者ニーズを把握しながら、参加しやすいプログラムを検討し周知を図ります。	・就労前支援プログラムの実施 ・就労体験活動の増加	利用者の状況に合った就労前支援プログラムの実施	・就労前支援プログラムでは、利用者の状況に合わせて「働く講座」から「働くための準備講座」とし、自己理解と就労への意識づけを目指す内容に変更したところ申込み者が前年の3人から10人となった。 ・個々の利用者に応じた就労などの体験や就労準備を実施した。 ・長岡地域若者サポートステーションなどの関係機関との連携による就労支援を実施した。	利用者の就労への意識づけ	・利用者の状況に合った就労前支援プログラムや体験活動の実施 ・ハローワークや長岡地域若者サポートステーションと連携した就労支援	育成子ども支援センター・若者1		
	18	多様な働き方の支援【女性活躍推進計画】	働きやすい職場環境づくりのための啓発活動や、にいがた産業創造機構等と連携した起業促進に取り組んできました。引き続き関係機関と連携しながら、子育て等との両立が可能な職業訓練や職業紹介などを実施し、女性が活躍するために必要となるスキルの養成や人材育成を促進します。起業促進については、女性特有の課題を踏まえ、粘り強く諸政策を進めていく必要があります。雇用創出の観点からも、にいがた産業創造機構等と連携し、起業時に利用できる低利融資や補助等の資金面・事業活動面での支援の充実を図るとともに、情報発信に努め、女性起業家への支援を積極的に行っています。	創業支援セミナーにおける女性受講者割合 H28:20.6% → H33:30.0%	・にいがた産業創造機構のセミナーやNICO(出張相談)、NICOの助成金制度の積極的な周知 ・創業支援セミナーの実施 5*2セット	・創業支援セミナー、個別相談会における女性の参加割合が目標を達した。 ・創業支援セミナー参加者にNICOが実施する出張相談や助成金の周知ができた。 ・創業支援セミナーの開催(5回2クール)参加者 23人 内女性7人(30%) ・創業個別相談会の開催(3回)参加者 11人 内女性3人(27%)	A	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知 ・創業支援セミナーの開催(5回2クール)参加者 23人 内女性7人(30%) ・創業個別相談会の開催(3回)参加者 11人 内女性3人(27%)	・創業者のニーズに合わせた創業セミナー内容の検討 ・創業希望者にセミナーや制度の情報などを周知するかが課題	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー参加者30人、内女性10人以上(33%) ・創業個別相談会参加者12人、内女性4人以上(33%)	商工観光課
			平成28年に市内で実施された県労働相談所の相談利用件数は2件でしたが、雇用に関する様々な相談の窓口として、労働相談所は重要な役割を担っています。経営者、労働者を問わず雇用に伴うトラブルや悩み事について、県による労働相談の周知を行い、その問題解決のための支援を行います。市内店舗等にチラシを配布するなど、労働相談窓口の周知を図ります。	・出張労働相談など、気軽に相談できる体制の周知や出張労働相談の実施の協力 ・労働相談のチラシ設置場所の工夫	現状維持	従来からの活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。	・市内での出張労働相談開催の支援 市内開催1回 相談者2人 ・市役所各庁舎及び大規模小売店等において出張労働相談の周知 ・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置	多様な情報提供方法や周知を検討が必要。	・出張労働相談の周知及び市内開催支援 ・労働相談窓口の周知	商工観光課	
20	労働環境改善の促進【女性活躍推進計画】	ハローワークとの連携やポスターの掲示、パンフレットの設置を行い、啓発を行ってきました。女性の職域の拡大、職業能力の向上のために必要な技術を取得できるよう、情報の収集と提供を行い、女性が企業の経営や方針決定過程に参画できる環境整備の推進を行う必要があります。今後も、ハローワークや関係機関と連携し、女性の労働環境の実態把握や労働環境改善への啓発、必要な技術取得のための情報提供を行います。また、市内において女性が働きやすい環境を整えている企業の紹介などを行います。	ハローワークや関係機関と連携し、女性の労働環境改善への啓発、必要な技術取得のための情報提供やセミナーを実施します。	・市役所各庁舎等にポスターの掲示やパンフレットを配布 ・様々な機会を捉えた啓発の実施	従来からの活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進の啓発を行った。	劇的な理解促進は難しいことから、継続的な啓発活動が必要。特に、事業主の理解が重要なことから、事業主や管理職の理解促進に向けた取組が必要である。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発	商工観光課		

第3次男女共同参画基本計画
H30推進計画の評価とR元(H31)推進計画(目標)

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目				5年後の 具体的目標(指標)	H30年度計画 (目標)	評価	H30評価の理由	H30評価実績	今後の課題	R元年(H31)度計画 (目標)	担当課		
基本 目標	重点 目標	N O	施策の基本的方向 (計画)									2次基本計画期間の取組状況と 3次基本計画期間における課題と方向性	
I	男女がともに経営に 参画できる自営業や 農業者への取組	21	これまで、人・農地プラン等の推進により、地域の中心的経営体の育成や農地の集積、集約化を図る中で、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう、女性認定農業者・家族経営協定を増やす取組を行ってきました。しかし、目標とする数値には届いておらず、制度の周知などがまだ不十分な状況です。関係機関・団体等と連携しながら広報活動に努め、女性の地位向上や女性就農者等が活動しやすい環境づくりを促進する制度等について周知を図ります。	・家族経営協定25戸/年 ・女性認定農業者15人/年	・家族経営協定4戸/年 ・女性認定農業者延べ10人	C	人・農地プラン等の推進により、地域の中心的経営体の育成や農地の集積を図ったが、女性認定農業者の育成には結びつかなかった。	・家族経営協定 1戸 ・女性認定農業者 0人(延べ6人)	人・農地プラン懇談会や女性農業者委員と女性農業者との懇談会等の機会を利用し、制度の周知を一層進める必要がある。	・家族経営協定 4戸/年 ・女性認定農業者 延べ10人	農業委員課		
				平成27年農林業センサスによれば、市内の基幹的農業従事者数の約3割は女性が占めており、また、比較的女性が参画しやすいと思われる6次産業化の進展により、女性の役割の重要性が高まっています。これらを踏まえ、創業支援セミナー等への女性の参加を促すとともに、にいがた産業創造機構が行う補助制度や各種支援策の周知を図ります。	創業支援セミナーにおける女性受講者割合 H28:20.6% → H33:30.0%	創業支援セミナーの女性参加率の維持	A	・創業支援セミナー、個別相談会における女性の参加割合が目標を達した。 ・創業支援セミナー参加者にNICOが実施する出張相談や助成金の周知ができた。	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知 ・創業支援セミナーの開催(5回2クール)参加者 23人 内女性7人(30%) ・創業個別相談会の開催(3回)参加者 11人 内女性3人(27%)	・創業者のニーズに合わせた創業セミナー内容の検討 ・創業希望者にセミナーや制度の情報をどのように周知するかが課題	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー参加者30人、内女性10人(33%) ・創業個別相談会参加者12人、内女性4人(33%)	商工観光課	
				審議会等においては、審議会設置時や任期満了による改選時の人選の際に、女性委員の比率に配慮するよう各部署に働きかけを行いました。審議会等の委員に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、女性を加えた多様な意思を方針決定に反映されるためには、さらなる登用拡大が必要です。今後審議会等委員への女性の参画に関する数値目標を設け、女性委員の登用についての配慮や、女性委員がゼロの審議会を解消することに向けた働きかけを行います。	・行政委員会における女性の構成比率 9.8%(H28)→10.5%(H33) ・審議会等における女性の構成比率 24.9%(H28)→28.0%(H33)	・審議会等における女性の構成比率を引き上げるよう、審議会設置時や任期満了による改選時の人選において、女性委員の比率に配慮するよう各部署に呼びかける。 ・行政委員会における女性の構成比率前年度比増 ・審議会等における女性の構成比率前年度比増	B	行政委員会における女性の構成比率は、目標を大きく上回るものとなったが、審議会等における比率は、前年よりも減となっていました。	・行政委員会における女性の構成比率9.8%(H29)→18.8%(H30) ・審議会等における女性の構成比率24.9%(H29)→24.0%(H30)	各種委員会や審議会等への女性の登用拡大の取組について、行政内部への周知を強化する必要がある。	・男女共同参画庁内推進会議の委員に向けて、取組と現状を文書により周知 ・女性登用状況調査において、文書で取組を周知 ・行政委員会における女性の構成比率18.8%(H30実績)→現状維持(R元目標) ・審議会等における女性の構成比率24.0%(H30実績)→25.0%(R元目標)	企画政策課	
6.	施策、方針決定過程への女性の積極的な参画促進、各種委員会や審議会等への女性の登用拡大【女性活躍推進計画】	22	市政懇談会については、年々参加者数が伸び悩み、若い人たちの参加が少ない状況であり、参加者や発言者は男性が多い傾向となっています。男女にかかわらず、市民の意見を市政に反映していく仕組みづくりを行っていきます。若い人や女性が興味を抱くテーマを取り上げるなどの工夫をし、男女問わず幅広い層の市民の参加により意見・提言しやすい機会の増加を目指します。また、一方的に市民が意見などを述べる場ではなく、行政と市民がそれぞれの立場で責任を持ちながら意見交換ができる場とします。	・来場者数の性別把握 ・市政懇談会への女性の増加	・開催が夜の時間帯なので、高齢者や子育て世代の参加が少ない傾向にあるため、昼間の開催を2回計画 ・昼間の開催に併せ、託児所を希望により開設	B	・昼間開催では、夜間開催に比べ女性参加者が多かった。 ・託児所の利用はなかった。	・平日13:30からの大和健友館会場を実施 ・休日13:30からのイオン六日町店会場を実施	・昼間開催については、高齢者がより集まりやすい会場を検討する。 ・子育て世代の参加を促すため、託児所の設定ではなく、子どもと一緒に参加できる会場を設定する。	・昼間開催会場を図書館多目的室に設定することで、交通の便が良い、他の用務のついでに参加できる、といった利便性を高め参加を促す。 ・子育て世代の参加を促すため、「子育ての駅ほのぼの」の内部で開催することで託児所の予約を不要とする。また、開催時間を午前中とし、小さいお子さんの昼寝時間に重ならないよう配慮する。	秘書広報課		
				23	平成25年度より市政を身近に感じてもらい、若者が気軽に意見を言い合える場所づくりとして「若者まちづくり会議」を開催しています。今後もこれらの取組を活性化し、男女にかかわらず、市民の意見を市政に反映していく仕組みづくりを行っていきます。市内においても、市民団体などによる自発的な活動が芽生えはじめています。様々な場面において、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、若い人や女性が興味を抱くテーマを取り上げるなどの工夫をし、男女問わず幅広い層の市民の参加により意見・提言しやすい機会の増加を目指します。	若者まちづくり会議への参加者の増加	・将来の若者まちづくり会議予備軍の養成を視野に、郷土愛や市の将来に興味、展望、意見を持つ子供を増やすため、キッズバージョンを1回開催する。 ・新規参加者向けの企画を行う。 ・実行スケジュールを策定し、年度末に進捗状況を評価しながら、平成31年度の取組に繋げていく。 ・平成29年度の若者まちづくり会議で採択された活動のサポートを行っていく。 ・いずれもその様子をウェブサイトで公表する。	B	・前年度から継続してキッズバージョンを実施、提案があったテーマについて、取組に向けた検討が行われた。 ・テーマ別に編成したグループにより、自主的活動が行われている。	・キッズバージョン(男12名 女10名) ・第1回(男13名 女11名) ・第2回(男14名 女10名) ・第3回(男8名 女9名)	・市役所職員が参加主体となり、一般市民の参加が少ない。 ・提案を実施に繋げる具体的検討が必要。 ・取組(活動)の目的について整理する必要がある。	特に女性参画を意識した取り組みは行わず、参加者における男女比率は概ね均衡していることから、これを今後も維持して行く。 ・「若者まちづくり会議」については、若者層の交流促進や市の魅力発信などをテーマに4回の開催を予定。 ・他団体や他組織との意見交換や交流を行い、活動の活性化を行う。	U & Iときめき課
III	誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり	7.	DVの防止・対策の推進	24	これまで、ウェブサイトを活用してDVに関する理解と予防啓発、DV相談窓口の周知を図ってきました。DVによる被害は、引続き深刻な社会問題となっており、近年はSNSなどの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの被害が一層多様化しています。また、生活の根拠を共にしない交際相手からの暴力(デートDV)など若年層の男女間における暴力も課題となっており、支援に当たっては、被害者の背景事情に十分配慮した、きめ細かい対応が必要となります。こうした状況を踏まえ、新しい形の暴力に対して的確に対応したDVに関する理解と予防啓発及び相談窓口の周知を図ります。	現在DV防止法の対象外になっているデートDV(同居していない交際相手からの暴力で、中高生・大学生など若年カップルにも増加している)を含めた啓発活動の推進	広報誌等を利用し啓発活動の継続や各種人権教育の更なる推進を図ります。 市報掲載1回 11/1号	A	・人権擁護委員による「人権教室」を市内の中学校で実施した。 ・県内開催の人権講演会などを市報に掲載して啓発活動に努めた。	人権教室(市内中学校) 市報掲載 ・「いのちを食べていのちは生きる～ある精肉店のはなし～」 9月11日(朱鷺メッセ) ・上映会「女になる」～性同一障害から性別適合手術を受ける一人の大学生の姿を追ったドキュメンタリー～ 12月1日(NEXT21) ・人権を大切にする県民のついで12月8日(イオンモール新潟南)	人権擁護委員による小中学校等への人権教育と、人権講演会など市報を通して情報提供を行い、啓発活動を継続して行うことが大切である。	人権擁護委員による小中学校等への人権教育と、人権講演会など市報を通して情報提供を行い、啓発活動を継続して行う。	市民課
						予防・啓発【DV防止基本計画】	DV予防啓発活動の推進	ウェブサイトのDVに関するページを外部からリンクしやすくする等の充実を図る。	A	ウェブサイトを活用してDVに関する理解と予防啓発、DV相談窓口の周知を図った。	市ウェブサイトに相談窓口の掲載	さらなるウェブサイトのブラッシュアップ	ウェブサイトを活用してDVに関する理解と予防啓発、相談窓口の周知を図る

第3次男女共同参画基本計画
H30推進計画の評価とR元(H31)推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目				5年後の 具体的目標(指標)	H30年度計画 (目標)	評価	H30評価の理由	H30評価実績	今後の課題	R元年(H31)度計画 (目標)	担当課
基本 目標	重点 目標	N O	施策の基本的方向 (計画)								
虐待・暴力の防止・対策の推進	25	相談支援 【DV防止基本計画】	DV相談窓口お知らせカードやチラシを市役所の女性トイレに掲示し、周知を図ってきました。また、市の関係課と連携して情報の把握・共有をしており、相談体制が充実してきています。被害者からの相談に対応するための専門職(カウンセラー)を設置するなどの相談体制の充実が課題となっています。今後も随時相談可能な体制を保ち、関係する複数担当部署で情報を共有しあいながら、相談員のスキルアップと精神的負担の軽減を図っていきます。また、電話相談や窓口相談について個人情報や人権の尊重に配慮した相談しやすい体制整備に取り組みます。	SNSなどインターネット上のコミュニケーションツールの多様化による新しい形の暴力に対応した予防啓発と被害等の相談窓口の周知	・関係部署から情報を得ながら、潜在対象者への迅速な対応を行う。 ・インターネットによる人権侵害について、人権講演会を実施する。講演会 1回	A	・人権擁護委員による人権相談を年間を通して市報で周知した。 ・DV相談に対して関係市区町村、関係部署と連携して情報の把握・共有に努め、被害者の負担軽減を図った。	・人権なんでも相談所・・・9回 人権講演会 ・「なぜ、子どもたちはネットに魅了されるのか」7月14日(さわらび) 講師:フリーライター ・「インターネットに関する人権」6月12日～12月11日(市内小中学校13会場) 講師:敬和学園大学教授 市報掲載 ・女性のための人権相談所・・・11月14日(塩沢庁舎)	潜在対象者がいる可能性がある。関係部署から情報を収集しながら、対象者に対し支援制度のPRが必要である。	・人権擁護委員による人権相談を継続的に実施する。 ・関係部署から情報を得ながら、潜在対象者への迅速な対応を行う。	市民課
			・相談窓口の周知 ・関係部署、関係機関等との連携強化	・DV相談窓口について、ウェブサイトの見直しを行い、外部からリンクしやすくし、内容をわかりやすくする等行う。 ・相談窓口を周知するため、虐待防止月間に市報掲載をする。 ・保育所・スーパー等の女子トイレに相談窓口一覧を掲示する。	A	市報掲載、チラシ等の掲示、配布を行うとともに、保育園や学校等の関係機関にもDV相談の窓口が子育て支援課であることが周知されてきた。	・市報11月1号、3月15日号に相談窓口の掲載 ・ポスター、チラシの掲示、配布 ・市役所や子育て支援機関、病院等に相談窓口案内カードを設置	相談窓口の周知	・市報11月1号に相談窓口の掲載 ・ポスター、チラシの掲示、配布 ・市役所や子育て支援機関、病院等に相談窓口案内カードを設置	子育て支援課	
			ウェブサイトを活用して児童虐待に関する知識と予防啓発、相談窓口等の周知を図っています。これまで、市報等による人権相談開催の周知や、市内の学校での「人権教室」の開催、家庭教育事業としてCAPワークショップ(子どもへの暴力防止プログラム)を実施するなど、きめ細かな啓発活動を実施してきました。今後も予防啓発活動を継続し、人権教育や学習機会の充実を図るとともに、電話相談窓口や南魚沼児童相談所の所在等を市民に広報し、周知に努めます。また、高齢者や障がい者への虐待についても認識を深め、市民及び関係者等への広報・啓発活動を進めます。	人権擁護委員が実施する人権相談や、市内の学校での「人権教室」など啓発活動の充実	・広報誌やウェブサイトを活用して、予防啓発、相談窓口の周知を図る。 ・障がい者の人権について、人権講演会を実施する。 講演会 1回、人権相談 9回	A	・人権擁護委員による「人権教室」を市内の小学校で実施した。 ・人権講演会などを市内会場で開催し、啓発を推進した。	人権教室(市内の小学校以下) 人権講演会 ・「夢に向かって」9月22日(さわらび) 講師:パラリンピック金メダリスト 人権啓発キャラバン ・「人権ハート回収大作戦」9月27日(石打小学校) ・「第70回人権週間」街頭啓発活動(しおり・カイロ配布)12月1日(イオン六日町店) パネル展 ・「ハンセン病パネル展」7月28日～8月10日(市民会館)	人権擁護委員による小中学校等への人権教育と、人権講演会など市報を通して情報提供を行い、啓発活動を継続して行うことが大切である。	広報誌やウェブサイトを活用して、予防啓発、相談窓口の周知を図る。 人権相談・・・9回	市民課
	関係部署、関係機関等との連携強化	関係機関を対象に研修等で児童虐待及びDVの対応・予防について知識向上を図る。民生児童委員向け研修会の開催 3回	A	関係機関、団体の会議で児童虐待及びDVの早期発見、予防、支援について理解と協力を呼び掛け一定の理解が得られた。	・民生児童委員協議会会議 7回出席 ・要保護児童対策地域協議会代表者会議 1回開催 ・小中学校訪問	DV家庭に児童がいれば児童虐待ともなる。要保護児童対策地域協議会の関係機関それぞれとの共通認識の共有が必要である。	・民生児童委員協議会会議 3回出席 ・要保護児童対策地域協議会代表者会議 1回開催	子育て支援課			
	・障がい者相談窓口の相談件数の増加 509件(H28)→600件(H33) ・理解促進・普及啓発のための研修回数 1回(H28)→6回(H33)	・関係機関で連携しながら、相談しやすい環境の整備に努め、広報啓発活動に努める。 広報啓発活動 市報5/1号掲載 ・理解促進・普及啓発のための研修を開催する。 研修会開催 3回	A	・市窓口での相談件数は、増加傾向にあり、相談支援業務を委託している「相談支援センターみなみうおぬま」の相談実績も着実に伸びている。障がい者の相談窓口が周知され、定着してきたものとみている。 ・市報を活用し広報啓発に努めた。 ・研修会も目標回数を開催できた。	・引き続き、障がいに対する理解促進、普及啓発に取り組む必要がある。 ・関係者だけではなく、普段、障がい者とのかわりがない人に知ってもらう必要がある。	・関係機関との情報共有を図り、虐待の早期発見や防止に努める。 ・理解促進・普及啓発のための研修会開催 3回 ・広報啓発活動 市報掲載。	福祉課				
	・高齢者虐待の基本的な知識について住民周知 ・高齢者の介護や生活支援を知る機会により、知識や技能がないことによる高齢者虐待を予防	・南魚沼市の高齢者虐待発生の具体的な実態を関係者に報告し現状の課題を共有し、改善に至った事例を含めた報告会、研修会を実施する。 研修会 1回 報告会 1回 ・市民向け高齢者虐待防止普及啓発パンフレットを配布する。 広報掲載1回 窓口、民生児童委員協議会でパンフレットを配布	B	研修会、報告会等については、ほぼ予定どおり実施できた。一般市民向けについて、市報掲載は実施したが、パンフレット作製については作成はしたが、市独自のものを作成するのに時間を要したため、配布は来年度に行うことになった。	・報告会 9/20開催 介護サービス事業者等連絡会議後に実施。認知症の具体的な状態と虐待の関連を分析して説明。認知症対応の重要性を示した。 ・市報2/1号で高齢者虐待の広報 ・虐待対応啓発パンフレット作成 認知症の基礎知識に加えて、南魚沼市の実情を反映した内容、認知症と高齢者虐待の関連、認知症への理解と認知症の人と家族を見守る必要性を掲載する独自のパンフレットを作成した。 ・高齢者虐待の現状等を認識してもらおうと、単に数値を知るだけでなく、実践に活かせる形で理解してもらおう方法を検討する必要がある。	一般住民に高齢者虐待の現状、相談窓口を周知する。 ・一般市民向けの市報掲載 ・認知症サポーター養成講座、ふれあいサロン、老人クラブ等でパンフレット配布 ・民生委員にパンフレット配布	介護保険課				

第3次男女共同参画基本計画
H30推進計画の評価とR元(H31)推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目				5年後の 具体的目標(指標)	H30年度計画 (目標)	評価	H30評価の理由	H30評価実績	今後の課題	R元年(H31)度計画 (目標)	担当課	
基本 目標	重点 目標	N O	施策の基本的方向 (計画)	2次基本計画期間の取組状況と 3次基本計画期間における課題と方向性	市の関係課の他、人権擁護 委員、各種相談窓口の充実と 周知		関係部署から情報を得ながら、潜在対象 者への迅速な対応を行う。	・人権擁護委員による人権相談を年間を 通して市報で周知した。 ・市の関係課や関係機関と連携し、相談体 制の充実を図った。	・人権なんでも相談所・・・9回 ・「法の日・くらしの無料法律相談会」10月4 日(ふれ愛支援センター) 市報掲載 ・弁護士無料法律相談 ・「司法書士の日・無料相談」8月3日(県 内司法書士事務所) ・必要に応じて関係部署と協議し、対応方 針・留意事項を共有できた。	潜在対象者がいる可能性がある 。市の関係課や関係機関から 情報を収集しながら、対象者に 対し支援制度のPRが必要である 。	・人権擁護委員による人権相談を継続的に実施す る。また、弁護士や司法書士の法律相談など市報 に掲載して周知する。 ・児童虐待、高齢者虐待など、関係部署から情報を 得ながら潜在対象者への迅速な対応を行う。	市民課
		27	相談支援 【DV防止基本計画】	市の関係課や関係機関と連携し、情報の把握・共有をしており、相談体制が充実してきています。今後も担当する複数部署で情報を共有しあい、相談に対応する職員のさらなるスキルアップや、被害者の精神的負担の軽減を図る必要があります。児童虐待については、より一層の専門的支援が必要となり、相談対応専門職員の適正配置、スキルアップが必要です。個別ケースと接する機会が多い職種を対象とした早期発見・早期対応の啓発を図る研修の実施、医療機関との連携強化など、要保護・要支援児童へのきめ細かな取組を進めます。高齢者虐待等は虐待が疑われるサインを見逃さないために、民生委員・児童委員や介護サービス提供者等に対して継続した研修を行うとともに、関係機関との連携を強化します。また、電話相談や窓口相談について個人情報や人権の尊重に配慮した相談しやすい体制整備に取り組みます。	・相談に対応する専門員のスキルアップ ・研修の充実		・外部から相談していると察知されないよう個室を確保し相談しやすい環境づくりを行う。 ・相談窓口を周知するため、虐待防止月間に市報掲載をし、保育所・スーパー等の女子トイレに相談窓口一覧を掲示する。	相談者の安全と人権を守るため、相談室の確保に努め相談しやすい環境づくりを図った。	新規相談受理件数 ・DV相談受理件数 19件 ・児童家庭相談受理件数 176件	新規相談件数と困難ケースの増加により対応職員の適正人数の配置が必要である。	・相談者と信頼関係が築けるよう、相談者に寄り添った相談を行う。 ・児童虐待の困難ケースに対しては多機関で情報共有し課題を見つけ支援につなげていく。 ・DV支援については相談者の安全を確保できる支援を検討しながら、自立して生活できるよう関係機関と協同して支援していく。	子育て支援課
				・民生委員児童委員に対する虐待に関する研修の継続実施 ・「相談支援センターみなみおぬま」及び「福祉サービス提供事業者」等との一層の連携 ・権利擁護部による福祉サービス提供事業者向け研修会の開催回数の増加	自立支援協議会の権利擁護部会で研修会を開催する。研修会 3回	B	・民生委員向けの虐待に関する研修について、「相談支援センターみなみおぬま」と連携し開催した。 ・権利擁護部による福祉サービス提供事業者向けの研修会を開催した。	・自立支援協議会の権利擁護部会主催で、成年後見制度についての研修会を開催。(1回) ・市内中学生(1回)、民生委員向け(1回)に、障がい理解普及啓発のための研修会を開催。 ・ピアサポーターによる体験発表会の開催。(2回)	・引き続き、障がいに対する理解促進、普及啓発に取り組む必要がある。 ・関係者だけではなく、普段、障がい者とのかわりがない人知ってもらふ必要がある。	・関係機関との情報共有を図り、虐待の早期発見や防止に努める。 ・理解促進・普及啓発のための研修会開催 3回 ・広報啓発活動 市報掲載。	福祉課	
				高齢者虐待の関係機関・関係者との連携の充実	・効果的な対応を導き出すために、関係者で行うケースカンファレンスの手法に関する研修会を実施。研修会 1回 ・手法を活かしたケースカンファレンスの実施回数を増やす。1回→3回 ・民生委員・児童委員に対して高齢者虐待早期発見、見守り活動の普及に関する研修実施。研修会 3回	B	研修会等の実施回数についてはほぼ予定どおり実施できた。虐待対応の資質向上として「安心づくり安全探しアプローチ」の考え方による対応を取り入れたが、実践に活かせる研修を継続する必要がある。	・研修会 3/19 「安心づくり安全探しアプローチ」による高齢者虐待・支援困難事例への対応」研修会開催。出席者：介護支援専門員、介護サービス事業所、相談機関職員、包括職員、行政職員、医療機関相談員等 ・模擬ケースカンファレンス 12/18 包括支援センター内で実施 ・ご近所安心見守り隊講座(県事業活用)による民生児童委員対象研修 10/18塩沢、11/16六日町、11/28大和 ・養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止研修(県主催) 3/15実施 ・庁舎内関係部署に対する研修会(介護保険課)7/4～7/6	専門職については、AAAの考え方に基づくプロセスをより多くの方に学んでもらい、同じ実践方法を知る者で協働できるようなテーマを細分化し、より実践に生かせる研修を継続する。また、高齢者虐待の現状等を認識してもらおうに当たり、単に数値を知るだけでなく、実践に活かせる形で理解してもらふ方法を検討する必要がある。民生委員については、大きな研修はこの状況を維持しながら、日ごろの見守りの中で虐待の早期発見の意識が浸透するようなPRの工夫が必要である。	虐待等の発見者となる可能性の高い事業所、民生委員等が早い段階から相談機関に情報をつながれる環境の整備 ・高齢者虐待対応の資質向上 研修会1回 ・庁内関係職員への虐待対応学習会 ・マニュアルの見直し	介護保険課	
	9. ハラスメントやいじめの防止	28	予防・啓発 【DV防止基本計画】	人権意識を高め、差別や偏見のない男女がともに支え合う地域社会の構築を図るため、あらゆる機会を捉えた啓発が必要です。このため、主たる公共機関においてリーフレットの配布、ポスターの掲示等を行っています。今後も広報活動による啓発の継続や人権意識の啓発に努め、被害者がひとりで悩みや苦しみを抱え込まないよう、ハラスメントやいじめの防止に向けた啓発活動に取り組みます。	チラシ配布等の啓発回数の増加	A	各学校等を巡回し理解促進・普及啓発を図る。	学校等を訪問し理解促進を依頼、関係機関にポスターの掲示を行い普及啓発を実施した。	学校等を訪問し理解促進を依頼、関係機関にポスターの掲示を行った	関係機関との顔の見える関係づくり	学校、保育園等を訪問し予防啓発を図る。 学校・保育園訪問 50回	子育て支援課
				・いじめを防止するための啓発活動の実施 ・道徳の時間や特別活動などによるいじめに関する教育の推進	継続して各学校においていじめ防止に関する啓発活動を実施し、いじめ防止のための児童生徒の意識の高揚を図る。	A	道徳の教科化対策について、県の委託事業を実施。人権問題として、いじめは許されないとの意識付けを行った。各学校においては、いじめ防止の啓発活動を継続して実施した。	いじめの認知件数91件→111件 不登校(30日以上)88人→78人	ソーシャルネットワーキングサービスを利用したいじめなどについて、家庭と連携した取組が必要となっている。	これまでの取り組みを、地道に継続していく。 ・いじめを防止するための啓発活動の実施 ・道徳の時間や特別活動などによるいじめに関する教育の推進 スマートフォン等の学校持ち込みに関しては、文部科学省の動向を見ながら対応を検討する。	学校教育課	

第3次男女共同参画基本計画
H30推進計画の評価とR元(H31)推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目				5年後の 具体的目標(指標)	H30年度計画 (目標)	評 価	H30評価の理由	H30評価実績	今後の課題	R元年(H31)度計画 (目標)	担 当 課
基本 目標	重点 目標	N O	施策の基本的方向 (計画)								
	正・ 対策 の 推 進	29	相談支援 【DV防止基本計画】	市の関係部署と連携し、情報の把握・共有をしており、相談体制が充実してきています。今後も複数担当で情報を共有しあい、相談に対応する職員のさらなるスキルアップや精神的負担の軽減を図る必要があります。各学校では、これまで以上に一人ひとりの児童生徒に対するきめ細かい観察及びアンケート調査等による実態把握に努め、組織的にいじめなどの早期発見・早期解決を図ります。	・市内小中学校、学童保育などでの人権啓発の充実 ・広報誌等による相談窓口や子ども110番の周知充実	A	人権擁護委員による啓発活動や、県市職員も参加して市内の小中学校で様々な啓発活動を実施した。	市報掲載 ・全国一斉「子どもの人権110番」強化週間(8月29日～9月4日) 啓発活動 ・中学生の1日人権擁護委員 ・中学生の人権作文コンテスト(応募数520編) ・人権啓発キャラバン隊の小学校訪問 ・人権擁護委員の保育園訪問など	人権擁護委員による啓発活動と、県、小中学校と連携しながら啓発活動を継続して行うことが大切である。	・人権擁護委員による啓発活動と、県、小中学校と連携しながら啓発活動を継続して行う。	市民課
				相談を受ける担当者の研修回数の増加	継続して関係機関と連携し、情報共有しながら切れ目のない相談支援を行う。ための知識習得 研修会参加 18回	A	相談支援担当のための研修会に参加し、専門知識の習得に努めた。	研修会参加 17回	・相談者の安全を確保するための法律等の知識を深めていく必要がある。 ・担当者のスキルの応じた研修参加が必要である。(研修参加回数ではなく研修内容を重視して参加する。)	引き続き専門員研修に参加しスキルアップを図る。 研修会参加 10回	子育て支援課
				いじめの早期発見と、相談支援体制の充実	いじめ等の教育相談・支援体制を充実させることにより、関係機関と連携した対応を実施する。	B	校長会などを通じて相談体制の周知を図り、教育相談担当指導主事やスクールソーシャルワーカーによる切れ目のない支援の実施を心掛けた。各学校ではいじめに対する第一窓口を明確化し、初期段階での適切な指導を心掛けた。	教育相談担当指導主事やスクールソーシャルワーカーを中心とし、関係機関によるチーム支援を実施	スクールソーシャルワーカーの勤務日を、150日/年に増やす予定。これによる実績を精査しながら、毎日勤務に向けて検討を重ねる。	学校教育課	
D V ・ 虐待 被害 者 支 援 の た め の 連 携 体 制 の 強 化		10	関係機関・関係課間の連携体制づくり 【DV防止基本計画】	被害者の居住地の自治体関係部署と連携し、被害者の支援を実施してきました。また、管内市町村の研修へ参加することにより、市町村間の連携がよりスムーズに行われ、迅速な対応をとることができました。住民票等の支援者の対応についても、関係部署との連携により住所情報が流出しないよう、被害者保護に万全を尽くしています。窓口での会話などから虐待や暴力を受けている可能性があれば、すぐに関係部署に連絡するよう、今後も職員のスキルアップと体制づくりを行います。	情報共有体制の充実 情報共有体制の充実	A A	・被害者の居住地の自治体関係部署と連携して支援した。 ・住所情報が流出しないよう関係部署に周知した。	担当者会議に出席して、担当職員のスキルアップと、関係部署との情報共有を図った。	住所情報の流出に細心の注意が必要である。	・被害者の居住地の自治体関係部署との連携を図る。 ・現在支援している者については、全庁体制で情報保護に努める。	市民課
				学校現場におけるいじめや人権侵害等の問題行動については「いじめ問題対策連絡協議会」等を活用し、原因を検証し、専門機関の協力を得ながら必要な措置を講じます。また、市いじめ防止基本方針及び各学校のいじめ防止基本方針に従って具体的に取組むとともに、関係機関との連携を強化します。	「いじめ問題対策連絡協議会」等の継続的開催と専門機関との協力・支援体制の充実	A	8月7日に、いじめ問題対策協議会を開催。これまでの構成員に加え、新潟地方法務局南魚沼支局長、南魚沼人権擁護委員協議会会長、南魚沼市PTA連絡協議会会長の3名を新たに委嘱した。より広い分野の支援・協力体制が整った。	南魚沼市いじめ問題対策協議会委員を10人→13人に増員	重大事案が発生したときの、適切な会議の開催と事案への迅速な対応が必要である。	学校教育課	
				学校などの依頼により、教育相談を実施 ・関係機関との情報共有を行い、連携体制を強化	・教育相談体制のわかりやすい周知 ・学校の管理職や担当者を集めた説明会の実施 ・市内全児童・生徒の保護者へのチラシの配布 市報での相談窓口の掲載 ・連携体制を活用した支援の実施と検証 南魚沼市子ども・若者支援地域協議会での報告	B	・学校の管理職や担当者などを対象に行った特別支援教育・教育相談支援に関する説明会で教育支援担当が教育相談の流れについて説明をした。 ・市内全児童・生徒の保護者へのチラシの配布や市報での相談窓口の掲載	平成31年度子ども・若者育成支援センター事業計画の策定	学校との連携体制の構築	・教育相談体制のわかりやすい周知 学校の管理職や担当者を集めた説明会の実施 市内全児童・生徒の保護者へのチラシの配布 市報での相談窓口の掲載 ・子若センター指導主事の配置による連携体制の強化	子ども・若者育成支援センター
				社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を通じて地域や市民への啓発を行い、地域の予防力の向上を図ります。	民生委員児童委員に対する虐待に関する研修の継続実施	B	・各地区民児協の定例会において「高齢者虐待の理解と民生委員の役割」と題し、虐待に関する研修を行った。 ・県民生委員協議会の児童虐待防止研修会に参加した。	・各地区定例会の参加民生委員 大和地区民児協 31名 六日町地区民児協 64名 塩沢地区民児協 47名 ・児童虐待防止研修会 3名	民生委員・児童委員が担当、地域福祉向上と相談機関へのつなぎ役として資質向上を目指し、高齢者虐待、児童虐待に対する適切な対応を理解し、相談などの対応が出来るように、研修の計画、啓発に取り組む。	・今年12月に民生委員の一斉改選があり、新規の委員が就任する。引き続き、各地区民児協の定例会において虐待に関する研修の実施を継続し、新任民生委員児童委員の知識向上を図る。 ・虐待に関する研修会 3回	福祉課
訪問などで家庭に接する機会が多い介護サービス提供者など被害者を取り巻く関係機関と連携・協力し、迅速で適切な対応を図り、被害者の安全確保と自立支援の充実に努めます。	情報共有体制の充実	B	・在宅サービス系事業所、入所系サービス事業所に対して、研修、実態報告会を開催する。1回 ・民生児童委員に対する研修の実施 3回	研修会、報告会について回数は予定どおり実施できた。虐待対応状況報告会については参加者数は増加しているものの、全く参加していない事業所もある。	・報告会 9/20 介護サービス事業者等連絡協議会 ・研修会(県主催) 3/15 入所施設職員 ・民生児童委員対象研修 10/18塩沢、11/16六日町、11/28大和	事業所連絡会議の議題として高齢者虐待を取り上げ、すべての施設に説明できるようにする	高齢者虐待対応状況の実態報告会	介護保険課			

第3次男女共同参画基本計画
H30推進計画の評価とR元(H31)推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目				5年後の 具体的目標(指標)	H30年度計画 (目標)	評価	H30評価の理由	H30評価実績	今後の課題	R元年(H31)度計画 (目標)	担当課	
基本 目標	重点 目標	N O	施策の基本的方向 (計画)	2次基本計画期間の取組状況と 3次基本計画期間における課題と方向性								
防災・災害対策への女性の参画	11.	31	女性を含む防災組織の設立・育成促進	消防団女性隊が発足し、応急手当講習や防火啓発、ポンプ操法など多くの活動を行っています。中学生を対象とした「防災スクール」では女性消防団員も指導者の一員として活躍しています。 しかし、市民に対する女性消防団員の認知度がまだ低いこと、大規模災害発生時の組織的な役割分担が確立されていないことなどが課題となっています。 今後、現在実施している活動の継続と内容の充実に向けて、体制整備を図っていきます。	・女性消防隊の役割分担の充実 ・女性消防隊の確保(各方面隊毎)	・女性消防隊の活動をPRし、認知度を向上させる。(各種イベントや広報活動への積極参加及び市ウェブサイトでの活動報告等) ・全国女性消防隊ポンプ操法競技会へ向けた技術向上の継続 ポンプ操法訓練 月2回実施	A	目標としていた各項目を概ね達成できた。	・市ウェブサイト及び消防本部SNSサイトへの掲載で活動実績をPRしたこと山形県中山町消防団女性隊との情報交換会を実施した。 ・ポンプ操法訓練については、消防職員による指導により規律及び技術の向上が見られた。	今後も活動をPRすることは継続していくが、ほとんどが消防本部からの提案により活動をしているため、女性消防隊の自主的な活動も必要である。	女性隊消防隊の活動PRを継続して行い、認知度の向上を促す。今年度開催の全国女性消防隊ポンプ操法大会での上位入賞を目標とし規律及び技術の向上を継続する。	消防本部
		32	防災・災害対策における女性の参画拡大	防災会議の委員に女性が加わり、男女共同参画の視点に立ち、地域防災計画の修正を行いました。しかし、避難所運営などの各種マニュアルの作成が遅れている状況です。 今後、女性の視点を反映し、マニュアル等の充実を図るとともに、備蓄物資など実働面で女性に配慮した体制構築を図ります。 消防団女性隊の発足により、市の防災体制及び地域防災力の観点から、女性の参画が進んでいます。	防災会議の女性委員の増加	・男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルの作成 ・防災会議の女性委員 3人/25人中	B	・男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルの作成については現在進行している。	・男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルの作成は進行した。 ・防災会議の女性委員 2人/25人中	・男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルの検証と改定を行うことが必要。 ・防災会議の女性委員の人選の進め方。	・男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルの検証をさらに進める。 ・防災会議の女性委員の人選について、平成32年度の委嘱に備えて人選のやり方を再検討する。	総務課
支援	12.	33	世代に応じた健康の維持・増進対策の充実	住民健診や健康教室、特定保健指導の充実に努めてきました。また、がん検診受診のPRや受診勧奨をするとともに、自殺予防、メンタルヘルスに関する事業を実施してきました。健康推進員体制も充実し、積極的に健康づくりのための地区活動を展開しています。また、筋力づくりサポーターや食生活改善推進員等と連携し、食生活改善や介護予防に取り組んでまいりました。 しかし、各行政区から選出される健康推進員の男性の割合は、まだ15%となっており、健康に関することは女性が中心で、という認識が依然として存在します。 今後も、健康推進員が健康に関する研修会を受けて、①自分に対して、②家族に対して、③地域に対してのいずれかの行動ができるよう、ともに考え働きかけっていきます。また、健康推進員等と連携し、生活習慣の改善やがん検診の受診者数の増加等に取り組む。	・男性の健康推進員の増加(2年任期・H29年度15% 次回H31年度改選) ・推進員が研修をきっかけに①自分自身でできること、②家族に対してできること、③地域に対してできることのいずれかの行動ができるよう取り組む。(研修会アンケート:H28年度いずれかの行動ができそうとの回答80%、地区活動報告による把握) ・健康推進員や食生活改善推進員、筋力づくりサポーター等の地区組織や地域づくり協議会等と協働し生活習慣病の予防や改善、基礎健診・がん検診受診者数の増加に取り組む。	・健康推進員等と連携し、地域のニーズに応じた子育てに関すること、メンタルヘルスや病気の予防、介護予防等について学習し、参加者とともに考える機会を増やします。活動の前年比増。 ・H31年度の改選に向けて、男性の健康推進員の維持・増加を図ります。男性比率18.5%以上 ・基礎健診、がん検診受診者数の維持。	A	・健康推進員等と連携し、地域のニーズに応じた健康に関する学習の機会を設け参加者とともに考えることができた。 ・H31年度にむけた健康推進員改選はおおむねスムーズに行われ男性の選出もあった。 ・基礎健診、がん検診受診者数は、一部減少したのものもあるがほぼ横ばいであった。	・健康推進員の地区活動では、任期2年目ということもあり活動数は大幅に増加し、約半数の行政区から報告書の提出があった。食事や運動をテーマに地区活動が実施された。 ・H31年度にむけた第7期健康推進員改選により、男性の健康推進員の選出は18.6% ・健康推進員や地域づくり協議会から働きかけを行った行政区もあったが、基礎健診受診者数はほぼ横ばい、子宮頸がん・乳がんが増加、ほかのがん検診は減少した。	・行政区や地域づくり協議会等との連携により、今後も特に男性から健康に関して関心をもってもらえるような工夫が必要。 ・国保加入者の減少、職場や医療機関での受診者の増加を動案すると基礎健診、がん検診の増加は困難な状況である。	・H31年度からの第7期健康推進員が市の健康課題を踏まえ、子育てに関すること、メンタルヘルスや生活習慣病予防、介護予防等について学習し、健康に対する関心を高め、任期2年目(R2年度)の地区活動につなげられるようにする。 ・特に男性の健康意識を向上させるため男性参加者の多い地域づくり協議会等と連携を図る。 ・基礎健診、がん検診受診者数の維持。	保健課
				13.	34	外国人が安心して暮らせるまちづくり	市ウェブサイトにおいては、日本語のほかに英語、中国語、韓国語の翻訳機能を搭載し、外国人に向けて情報発信を行っています。また、家庭ごみの分け方を英訳したガイドブックを掲載しています。また、平成26年に発行した市勢要覧では、記事概略の英訳を掲載し、外国人向けの市の魅力と政策の紹介を行っています。 市ウェブサイトの翻訳は、自動翻訳であるため精度に限界があり、対応言語も費用面から3言語に限定しています。多様な言語に対応することは難しいのが状況で、利用度が高い英語を用いることが中心となります。ただし、市民の中で英会話ができる人は少ないのが現状です。 市からの情報を外国語により提供するだけでなく、食生活や生活習慣の違いもあることから、スーパーや医療機関などでも外国語表記を充実させる必要があります。また、日常英会話が可能となる人を育成するため、小学校の国際科の授業を充実させるとともに、幼稚園や保育園の段階で外国人と接する機会を増やし、幼いうちから食や生活習慣、文化の相互理解を高める取組を進めます。 公民館事業として日本語交流教室を開講し、外国人の方々の日常会話、日本の生活スタイル習得に努めてきました。教室を支える学校の先生、ボランティアスタッフの減少等により、教室の受講者数に限界があること、英語を通じた教室であるため、英語が理解できない外国人の方には対応できないことが課題となっています。グローバルITパークの推進等により、今後さらに外国人の増加が見込まれるため、今後も教室を維持し、課題解決に向けた検討を行います。	外国人向けに市の魅力や政策を分かりやすく伝えるため、新たに市勢要覧などを作成する際は、表記内容の概要の英訳文などを掲載する。 幼いうちから食や生活習慣、文化の相互理解を高める取組を進め、日常英会話が可能となる人材を育成する。 ・日本語交流教室の受講者数の増加 ・スタッフの確保、増員、育成	・市ウェブサイトの自動翻訳は精度の限界があることから、継続して外国人向けのガイドブック(各担当課で作成対応したもの)などを、ウェブサイトへ掲載する。 ・グローバルITパーク入居企業等との連携事業を検討する。 ・国際大学で行われる「インターナショナル・フェスティバル」など、外国人と接する機会を増やし、文化の相互理解を深める取組を実施します。 ・学校教育課と連携し、「インターナショナル・フェスティバル」の周知を行う。	C	自動翻訳の精度向上は予算面から難しい。 固有名詞の明らかな間違いを手動により修正	自動翻訳機能の精度向上
35	高齢者が安心して暮らすやすい環境整備	これまで、高齢者や障がい者等が利用しやすい公共施設の整備促進を目標に、自転車歩行者道の整備と六日町地区の電線共同溝の整備要望を関係機関に対して行ってきました。今後も引き続き高齢者、障がい者等が利用しやすい公共施設の整備促進を目指し、関係機関に対して働きかけっていきます。 交通機関について、南魚沼市公共交通協議会を立ち上げ、交通手段を持たない高齢者等の日常の足を確保し、交通空白地域を解消するため、市民バス運行を実施しています。PDCAサイクルによる見直しを行いながら、使いやすい、効果的、効率的な市民バスを運行し、公共交通ネットワークの構築を目指します。	・国土交通省による自転車歩行者道の未整備区間の整備事業化、六日町地区の電線共同溝の推進 ・利用しやすく、効果的、効率的な市民バスの運行による公共交通体系の維持	・国道17号歩道の整備事業の推進要望を行う。 ・市民バス運行に関するニーズを把握し、バス停位置等の見直し検討を行う。			A	・国土交通省北陸地方整備局、長岡国道事務所に対し、国道17号の自転車歩行者道の未設置区間への設置要望を実施した。 ・市民バスのフリー降車区間の設定について運行事業者と協議を行った。	・直轄国道事業として国道17号の新規区間で六日町電線共同溝事業が開始された。 ・直轄国道事業として国道17号上一日市地区歩道整備事業が事業化された。	・直轄国道事業の推進に向けて、事業推進要望を継続する。 ・市民バスの運行について、見直しを実施する。	・国道17号歩道の整備事業の推進要望を行う。 ・市民バス運行に関するニーズを把握し、バス停位置等の見直し検討を行う。	都市計画課

第3次男女共同参画基本計画
H30推進計画の評価とR元(H31)推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、そのまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目				5年後の 具体的目標(指標)	H30年度計画 (目標)	評価	H30評価の理由	H30評価実績	今後の課題	R元年(H31)度計画 (目標)	担当課	
基本 目標	重点 目標	N O	施策の基本的方向 (計画)									
IV 男女共同参画 に取り組み 組織づくり	15. 推進体制の整備	36	男女共同参画基本計画の進行管理と評価	計画の進捗状況等について、毎年度施策や事業の達成状況や事業効果について評価を行い、改善事項を次年度以降の取組に反映し、その内容をウェブサイトで公表することにより、計画の効果的な推進とその周知に向けて取り組んできました。しかし、評価した内容を次年度の取組へ効果的に反映させる工夫がなされず、毎年同じ取組内容となってしまう施策もありました。そのため、定期的な評価や次年度の取組内容のチェックを強化し、効果的に事業が推進されるよう取り組みます。	計画の進捗状況等について、年度ごとに施策や事業の達成状況及び事業効果について評価を行い、改善事項を次年度以降の取組に反映。市ウェブサイトで評価内容を公表し市民への周知を図る。	A	各担当部署からの報告をチェックし、修正・追記等を再度依頼し、効果的な事業推進となるよう取り組んだ。	・計画の進捗状況の調査依頼を2回実施(2回目:修正依頼) ・推進プランの平成29年度評価と平成30年度計画(目標)をウェブサイトに掲載	評価に対応した取組(目標)となるよう、引き続きチェックを強化する必要があります。	評価と目標について、担当部署の報告に対して、企画政策課で十分な確認を行い、効果的に事業が推進されるよう取り組む。	企画政策課	
			37	関係行政機関及び地域や学校との連携による事業の展開	市民会議や公益財団法人新潟県女性財団との共催による講演会の実施や、市民会議の主催による講演会や研修会の開催により、市内の地域づくり団体や学校、企業と連携を図っています。これまで、市民の参加は多くないのが現状ですが、今後も引き続き、身近な問題として興味を持てるテーマの設定や周知方法などを検討し研修を実施するなど、多くの参加が得られるような事業の展開を図ります。県及び市内の関係団体や関係機関と連携し、情報交換や、個人情報に配慮したうえで必要な情報の提供を行うなど、協働体制を強化します。	市民会議等の主催または市の共催による講演会や研修会の開催の増加 セミナー開催 1回以上 セミナー参加者の増 H29(21人) → H30(35 人)	A	公益財団法人新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナーを共催し、参加者が前年度よりも増加した。	・地域セミナー「ワークライフバランスの実現に向けた社会人のスキルアップセミナー」を共催。(11/7実施) ・セミナー参加者 21人(H29)→36人(H30)	多くの方が参加しやすいテーマの設定を引き続き検討する必要がある。	公益財団法人新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナーを共催 1回以上	企画政策課
	16. 市役所における ワーク・ライフ・ バランスと女性 活躍の推進	38	女性職員の採用・登用	女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。女性職員の活躍を推進するため、市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を進めることとしました。しかし、管理職への登用はまだ低い率にあります。また、固定的性別役割分担の意識があるため、職種や業務によって性別が偏っている部署もあります。そのため、能力による昇進の方針のもと、女性の登用を促進し、男女を問わない労働環境の整備を進めていくことが必要です。女性管理職への積極的な登用を進めることで、市政における政策決定への女性の参画が図られ、女性が個性と能力を発揮できる職場環境づくりを図ります。	・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 19.5%(H28)→35.0%(H33) ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 7.9%(H28)→10.0%(H33)	A	女性職員の市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を推進する。 ・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 19.3%以上 ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 8.3%以上	女性職員の係長への積極的な登用を推進し、H29数値よりは上回ることができた。女性職員の管理職の比率はH29より数値が下がった。(女性職員の管理職の人数は変わっていない)	・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 21.4%(18人/84人)(H30)【19.3%(H29)】 ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 8.0%(4人/50人)(H30)【8.3%(H29)※部長含む】	引き続き、能力による昇進の方針にともついで、女性の登用を促進し、男女を問わない労働環境の整備を進めていくことが必要である。	・女性職員の市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を推進する。 ・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 21.4%以上 ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 8.0%以上	総務課
			39	男女共同参画に関する研修実施	研修の機会を多く設けるとともに、テーマを職員自らが決める自主研修制度に取り組みました。女性職員の専門研修への自主的な参加も増加の傾向にあり、各自でスキルアップに取り組む姿勢が表れてきています。また、平成28年度からは、女性職員のみを対象とする研修への派遣を始めています。しかし、男女共同参画に関する研修については、開催回数、関心度は高いとは言えない状況にあります。男女共同参画のテーマに限らず、女性職員対象の研修の開催、派遣を行い、職業生活に必要な資格や技術の習得へつなげるよう、情報提供も引き続き行っていきます。	女性職員向け研修の参加人数の増加	C	女性職員対象の研修の開催、派遣を行い、必要な資格や技術の習得へつなげるよう、情報提供を行う。 ・女性職員を対象とした職場内研修は開催できなかった。 ・総合事務組合の研修等の情報提供を行った。	総合事務組合研修「女性職員のキャリアアップ研修」募集→参加者なし掲載	女性職員対象の研修の開催、必要な資格や技術の習得へつなげるよう、情報提供を行うことが必要である。	・女性職員対象の職場内研修の実施 ・女性職員向け研修の参加人数の増加につながるよう、引き続き情報提供を行う。	総務課
40	職場環境の改善・長時間労働の削減	40	男性の子育て目的の休暇等の取得促進について周知をしていますが、休暇取得率は高い状況ではありません。男性の育児参加に理解を持ち、職場としてバックアップする姿勢が必要とされます。固定的性別役割分担意識により仕事に縛られ、子育てへのかかわりが不十分になっていく現状があるのではと推察されます。また、慢性的な時間外勤務が続く職場も多く、特に子育て中の職員の長時間労働は家庭に及ぼす影響が高くなります。こうした課題を解決するためには、ワーク・ライフ・バランスを推進することが、ますます重要になっています。時間外勤務の削減や業務に応じた適正な人員配置、休暇取得等の具体的目標を定めるなどの取組により、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率の増加 73.1%(H28)→85.0%(H33) ・男性職員の育児休業等の取得率の増加 0%(H28)→5%(H33) ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数の減少 372人(H28)→250人(H33) ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数の増加 11.8日(H28)→14.0日(H33)	B	・ワークライフバランスの実現に向け、時間外勤務の削減やノー残業デーの徹底等を全庁あげて取り組む。有給休暇取得強化月間を定める等、取得促進を喚起を行う。 ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数の減少 330人以下 ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数 12.5日 また、出産、育児に関する休暇・支援等について、庁内LAN等を通じ周知を図る。	・時間外勤務の削減やノー残業デーの徹底について所属長に依頼し、全庁あげて取り組んだ。 ・6月を有給休暇強化月間として定め、取得促進を喚起した。 ・子育て応援に関する事項について、庁内LANを通じて周知を行った。	・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率 69.6%(H30)(H29:81.0%) ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数 288人(H30)(H29:346人) ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数 12.7日(H30)(H29:12.1日)	ワークライフバランスの実現には、職員の意識改革を図るとともに、管理職のマネジメント能力の向上も必要である。	ワークライフバランスの実現に向け、時間外勤務の削減やノー残業デーの徹底等を全庁あげて取り組む。有給休暇取得強化月間を定める等、取得促進を喚起を行う。 ・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率80% ・男性職員の育児休業等の取得率5% ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数の減少 280人以下 ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数 13.0日 ・出産、育児に関する休暇・支援等について、庁内LAN等を通じ周知を図る。	総務課	
			41	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	職員が仕事と生活の調和を図り、女性職員の個性と能力が十分に発揮できるよう、第2期南魚沼市特定事業主行動計画を28年4月から平成33年3月までの5年間を期間として策定しました。女性活躍推進法は10年の時限立法で、集中的な取組を目的としているため、人口減少対策や女性のキャリア形成に寄与するものとして、積極的な行動計画の推進を図ります。	南魚沼市特定事業主行動計画に掲げる各指標の達成	A	特定事業主行動計画に掲げる具体的な取組内容についてほぼ着実に実施した。	取組内容は実施しているが、各指標の達成度は低い状況。	特定事業主計画に掲げる取組内容を継続的に実施することが必要である。	南魚沼市特定事業主行動計画に掲げる各具体的取組内容を着実に実施する。	総務課
17. 防 止 と ハ ラ ス メ ン ト の 強 化	42	ハラスメントのない職場環境づくり	相手の意に反した性的な発言や言動を行うセクシャル・ハラスメントへの認知度は定着してきましたが、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、あらゆるハラスメントも許されるものではないとの共通認識を職場全体で培っていかねばなりません。職員間のハラスメントに関する相談や苦情を公正・公平に処理するための職場における必要事項を定め、職員に周知することにより、すべての職員がお互いの人権を尊重しあい、ハラスメントのない良好な職場環境づくりを推進します。	・相談件数と内容の公表 ・啓発セミナーの開催回数	B	・相談件数の内容の公表、啓発セミナーの開催はできなかった。 ・職場内におけるハラスメントを防止するための「南魚沼市職員ハラスメント防止指針」を策定して、庁内LAN等を通じて職員へ周知を行った。	・事業実績なし ・職場内におけるハラスメントを防止するための「南魚沼市職員ハラスメント防止指針」を策定した。	「南魚沼市職員ハラスメント防止指針」に基づいて職員一人一人がハラスメントについて理解を深め、ハラスメントを許さない、認めない、働きやすい環境づくりに取り組むことが必要である。	「南魚沼市職員ハラスメント防止指針」に基づいて、職員一人一人がハラスメントについて理解を深め、ハラスメントのない良好な職場環境づくりに取り組む。 啓発セミナー開催 2回	総務課		

第3次男女共同参画基本計画
H30推進計画の評価とR元(H31)推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目				5年後の 具体的目標(指標)	H30年度計画 (目標)	評 価	H30評価の理由	H30評価実績	今後の課題	R元年(H31)度計画 (目標)	担 当 課
基本 目標	重点 目標	N O	施策の基本的方向 (計画)								
	施18. ジェンダー統計の実	43	男女共同参画に関する調査の実施及び情報資料の収集、提供	<p>市民会議によるアンケート調査や他部署で実施した調査結果をもとに、市民意識の資料として活用しました。 男女共同参画の視点は幅広い分野にわたっているため、他部署で行っている調査結果から資料として抽出することも重要であり、アンケート内容を検討し、情報共有し合える庁内の仕組みづくりが必要です。 啓発の浸透を図る指標としても、意識調査アンケートは必要であり、的確かつ比較的簡易に市民の考えを把握することが出来る手法等を研究するとともに、各部署で実施される講演会や事業の場において、簡易なアンケート調査を実施するなど、機会を捉えた意識調査の実施に努めます。また、アンケート調査実施の際は、男女別、年齢別のデータとして把握できるような設定とし、集計結果のわかりやすい市民への公表を進めます。</p>	<p>各部署で実施される講演会や事業の場において、簡易なアンケート調査を実施するなど、機会を捉えた意識調査を実施する。</p>	A	<p>簡易なアンケートにより意識調査を実施した。</p>	<p>・男女共同参画地域セミナー開催時に簡易なアンケート調査を実施(11/7実施)</p> <p>・行政区女性役員の登用状況に関するアンケート調査を実施</p>	<p>回答者の負担とならず、答えやすい調査項目の検討が必要である。</p>	<p>各種アンケートにおいて、意識調査を実施 2回以上</p>	企画政策課